

森泰吉郎記念研究振興基金

研究成果報告書

日本の植民地支配下における朝鮮人エリート研究
— 「親日反民族事業」と歴史認識 —

慶應義塾大学大学院

政策・メディア研究科修士2年

江口由貴子

2009年2月27日

一論文要旨

本論文の目的は、韓国国内における「親日派」の清算事業の変容を明らかにすると同時に、「親日派」そのものを再定義することである。2003年からの盧武鉉政権において、韓国では植民地時代の「過去史」及び「親日派」を清算する法律が制定され、政府の傘下には専門の調査委員会が発足した。このような運動は盧武鉉政権下で突如現れたものではなく、1945年の植民地解放直後に国内の左派勢力によって進められ、頓挫した経緯がある。この2つの事業を比較して、何が変化し、何が変わらなかったのかを分析する。

さらに「親日派」とされる朝鮮人エリートを、一様に反民族者として捉えようとする既存の二分論の限界性を指摘した。日本の支配体制に対して「参加」と「拒否」の両領域を揺れ動いた人々の葛藤や民族的意識を分析するため、本稿では彼らの行動や思想、活動の内容や残された文書などから当時の状況と彼らの葛藤を掘り起こす作業を行った。そして「親日派」を「もう一つの民族主義者」という視点から捉える一つの切り口を提示した。

第1章では、朝鮮の解放直後の「親日派」排除の動きについて一連の流れを整理した。

第2章では、2000年以降再び政府の運動として再興した清算事業について、政府と民間団体の二つのアクターを中心に論じた。解放後50年間の時を経て清算の動きが再興した背景について、経済発展、民主化運動、市民運動の台頭などの要因を基に明らかにした。

第3章では、1・2章でみた清算事業のアクターの変容、事業目的の変容を踏まえ、「親日派」を再定義した。具体的には「親日派」とされる官僚、文人、教育者の事例を挙げ、彼らが朝鮮の独立という目的を維持しつつもその手段を変えていくという再定義を試みた。

終章では、本論の議論をもとに「親日派」及び植民地時代の歴史認識について考察を加え、結論を述べた。彼らを日韓関係の歴史から排除していくのではなく、日韓で共有・受容する多角的な解釈を探る必要があることを本稿では明らかにした。本稿はまた、歴史認識に対して二つの極論ではなく、一定の共有部分を作るために欠かせない視座を提供できる。これを基盤として初めて両国の歴史認識の相互共有が可能となるだろう。

キーワード

1. 親日派
2. 歴史認識
3. 朝鮮人エリート
4. 日本の植民地支配
5. 過去の清算

慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科
江口由貴子

Korean Intellectuals Under the Japanese Colonialism : Pro-Japanese collaborators and their historical recognition
--

—Summary

The purpose of this paper is to clarify the process of the liquidating movement of “pro-Japanese collaborator” in South Korea and to redefine “pro-Japanese collaborator” itself. During the Roh MooHyun administration from 2003 to 2008, laws were established to liquidate them and its history of colonial South Korea. Such kind of movement did not appear suddenly under the Roh MooHyun administration, but was started by the left wing after liberation in 1945, but was failed. Comparing these two cases of different periods, this research analyzes what has changed and what has not.

Furthermore, there are limitations in many existing studies to conclude Korean intellectuals who were labeled “pro-Japanese collaborator” as a national betrayer. This study focuses on struggles and national conscious among these intellectuals who wavered between “participation” or “rejection” in Japanese colonialism based on their psychology, record of activities, autobiography, and results from their decisions and collaboration. Another aspect to consider “pro-Japanese collaborator” as “another nationalist” is presented.

Chapter 1 explains liquidating movement of “pro-Japanese collaborator” just after the Korean liberation. Chapter 2 explains the other liquidating campaign reappeared after 2000, which emerged through an economic development, democratization, and rise of civil movement. Chapter 3 redefines the “pro-Japanese collaborator” based on changes of actor and purpose mentioned in chapter 1 and 2. While maintaining the pursuit of independence, “pro-Japanese collaborators” resorted to other means. The final chapter summarizes the recognition of “pro-Japanese collaborator” and Japanese colonialism based on previous discussions.

This dissertation proves not to exclude this group of people from the history, and establishes the need to take multiple approaches to sharing and understanding them. Instead of providing two extreme sides towards recognizing the history, this study presents another critical point of view to proper understanding and sharing of the history. This will establish the foundation of mutual historical recognition for two countries.

Key Word

1. “pro-Japanese collaborator”
2. Historical recognition
3. Korean intellectual
4. Japanese colonialism
5. liquidating movement of the past history

目次

序章	3
第1節 序説	3
第2節 先行研究と本研究の違い	4
第3節 研究手法	6
第4節 本稿の構成	6
第1章 解放と1948年「反民族行為特別調査委員会」	8
第1節 対日協力者清算の起源	8
1) 解放直後の左右イデオロギーの対立	8
2) 米軍当局と「親日派」	11
第2節 「反民族行為特別調査委員会」	13
1) 委員会の発足・活動	13
2) 委員会崩壊の過程	15
第3節 李承晩政権樹立と「親日派問題」	16
第2章 参与政府と2005年「親日反民族真相究明委員会」	19
第1節 政府（盧武鉉政権期）における清算事業	19
1) 過去史清算事業の再興	19
2) 2005年「親日反民族行為真相究明委員会」発足・活動	21
3) 調査方法と調査過程、調査結果	23
第2節 民間における清算事業	25
1) 民族問題研究所の活動、親日人名辞典	25
2) 日帝協力団体辞典	27
第3節 1945年と現在の運動の比較	29
第3章 「親日派」の再定義	31
第1節 植民地構造の下での朝鮮人の人々の行動	31
1) 統治の特徴による時期区分と「親日派」の属性	31
2) 「参加」と「拒否」の二分法の限界	32
第2節 第一統治期における「親日派」	34
1) 第一統治期における「親日派」—政治部門(官僚・朝鮮貴族)	34
2) 李完用の転向	36

3) 李完用の葛藤と民族意識.....	37
第3節 第二統治期における「親日派」.....	38
1) 第二統治期における「親日派」—文化部門(文学者・芸術者).....	38
2) 李光洙と「実力養成論」.....	39
3) 文学作品からみる李光洙の思想.....	42
第4節 第三統治期における「親日派」.....	43
1) 第三統治期における「親日派」—教育・宗教部門.....	43
2) 金活蘭と近代女子高等教育.....	44
3) 国際人としての金活蘭.....	47
終章 結論	51
参考文献	53
謝辞	

序章

第1節 序説

韓国社会において反民族者とされる「親日派」を、「もう一つの民族主義者」という視覚から捉えることは不可能であろうか。韓国では、「親日派」が「民族主義者」と対立する呼称として社会に浸透している。日本の植民地解放から60余年を経た現在でも、「親日派」をめぐる政府、市民それぞれの歴史認識は定まった方向性を持たないまま議論の舞台上がっては消える。

2003年からの盧武鉉政権において、韓国では植民地時代の「過去史」を清算しようとする動きが活発化した。2004年には「日帝強占下反民族行為真相究明特別法」が国会で可決され、2005年には「親日反民族行為真相究明委員会」が構成、調査活動を開始した¹。この時期、民間研究所である「民族問題研究所」は「親日人名辞典²」を作成することを発表し、現在まで4776名もの「親日派」が収録予定者として挙げられている。

しかしこのような運動は盧武鉉政権下で突如現れたものではない。すでに1945年の植民地解放直後に国内の進歩派によって「親日派排除」が進められ、1948年に樹立した大韓民国の制憲国会にて「反民族行為処罰法」、それに伴う「反民族行為特別調査委員会」が発足していた。解放直後の朝鮮では、反日を叫ぶことが「愛国者」としての身分証明となる風潮があった³。解放直後の朝鮮において日本の残滓を排除することは、新たな国家建設のための喫緊の課題であったにも関わらず、反民族行為処罰法は当時の米軍政庁や李承晩政権・保守派などと結びついた親日・反共勢力によって瓦解することになる。

この1945年と2003年以降のふたつの「親日派」排除の運動を比較すると明らかに異なる点がある。一点は、運動を進めるアクターの変容である。1945年に開始した活動は、左派である建国準備委員会や、政府樹立後に国会が設置した特別機関「反民族行為特別調査委員会」によって進められたのに対し、現在は政府による「親日派」清算事業のみならず民間団体や市民団体によっても歴史清算が進められている。87年の民主化以降、市民団体の活動範囲が大きくなると同時に社会に対する影響力も増してきた。歴史の清算に対しても各団体がそれぞれの主張を掲げながら運動を展開している。もう一点は、目的の変容である。現在の韓国国内での「親日派」排除運動は政党政治のツールとして利用されている傾向が強い。解放直後の韓国社会においては李承晩の掲げる「先ず新国家建設、後に親日派清算」が政権方針の中心となり、親日派清算は二の次とされた。しかし現在の韓国内の動きは「親日派」との関わりを持つ党候補を排除するための政争の手段として働いてい

¹ 『親日反民族行為関係資料集Ⅰ』（ソウル：親日反民族行為真相究明委員会 2007年）。

² 売国(乙巳五賊(乙巳保護条約を締結する際、これに賛同または黙認し調印を容易にした5人)、丁未七賊(1907年ヘーグ密史事件を機に、高宗(コジョン)を強制的に退位させた7人)、庚戌国賊、受爵者および襲爵者)、中枢院、官僚、警察、判事・検事、宗教、メディア、文化芸術など合わせて13分野に分かれる。

³ 李景珉「解放朝鮮の政局と親日派問題」『思想』（東京：岩波書店、1979年12月号） 56頁。

る点が否めない。

このように考えると「親日派」という定義そのものに疑義が生じる。既存研究に多くみられる「親日派」の二分論は問題を単純化しすぎている。なぜなら「親日派」を一様に反民族者としてしまうことは、植民地統治という特殊な構造や「親日派」とされる朝鮮人エリートの葛藤を議論から排除しているからである。日本の植民地支配下において、日本の支配体制に「参加」するのか「拒否」するのかという問題は二者択一できるほど単純ではない。「親日派」と呼ばれる人々はこの「参加」と「拒否」の両領域を揺れ動いた人々である。なぜ彼らが日本に対して「参加」と「拒否」の間で揺れ動いたのかという背景は彼らの思想・行動・当時の社会的状況を分析して初めて探ることができ、そこには「親日派」の葛藤や民族的な思想を見ることができるといえよう。

このような背景から本稿では、「親日派」をめぐる韓国国内事業の意義を再検討し、歴史認識とどのような関わりをもつのか分析する。既存の「親日派」概念の矛盾を指摘した上で、再定義する必要があると考える。なぜなら、上述した「親日人名辞典」には、朴正熙元大統領や1920～30年代に活躍した学会や言論界の中心人物、有名大学の創設者、文化人も多数含まれており韓国国内でも賛否両論があるからである。既存研究は、「親日派」の存在を前提として議論を展開するものが多いが、なぜ「親日派」という呼称くくりが発生したのか、彼らにどのような葛藤があったのかという問いを立てる議論は少ない。「親日派」と「反民族者」を同一のものとして捉える動きに対して矛盾を感じたため、本稿では彼らの行動や思想、活動の内容や残された文章などから当時の状況を掘り起こす作業を行う。日本の支配に対して「参加」と「拒否」の狭間で揺れ動いたこれらの人々を、日韓関係の歴史から排除していくのではなく、日韓で共有・受容する多角的な解釈を探る必要があるだろう。日韓関係において繰り返される歴史認識の衝突は、両国が植民地時代の歴史を克服していく脱植民作業の過程である。この脱植民作業の過程において、「親日」「反日」という二分論の限界性を指摘し、「親日派」をめぐる歴史認識、ひいては植民地支配をめぐる歴史認識に対する新たな切り口を導き出す必要があると考える。「親日派」に対する新たな歴史認識を探ることは、日韓両国が理解しあう道筋を示唆することにもなるのではないだろうか。

第2節 先行研究と本研究の違い

日本による朝鮮半島の植民地研究は長い間、日本による支配政策とそれに対する抗日運動という一般的な図式に基づいたものが多数であった。しかし90年代以降植民地時代の研究が進められるにつれ、既存の研究ではおさまりきらない「対日協力」に関する研究が進展している⁴。その実態や歴史的背景については、まだ当時の史料分析が十分になされていないとは言い難い。特に近年になって新たに公開された植民地時代の史料等も多く、「親日

⁴ 岡本真希子『植民地官僚の政治史—朝鮮・台湾総督府と帝国日本』（東京：三元社、2008年）。

派」に関する研究は日韓両国で注目される分野である。先行研究としては以下の 3 つの論文を検討することにする。

- (1)並木真人「植民地公共性と朝鮮社会—植民地期後半期を中心に」渡辺浩編『「文明」「開化」「平和』』（東京：慶応義塾出版会、2006年）
- (2)岡本真希子『植民地官僚の政治史 —朝鮮・台湾総督府と帝国日本』（東京：三元社、2008年）
- (3)高崎宗司「朝鮮の親日派—緑旗連盟で活動した朝鮮人たち」大江志乃夫編『岩波講座近代日本と植民地』（東京：岩波書店、2005年）

(1)の先行研究は、戦時期の朝鮮社会を「植民地公共性」が完成していく過程として捉える研究である。植民地期後期の日本の戦争拡大は、物的資源・人的資源の補充を朝鮮人の登用によって補填するため、戦争遂行の意義を朝鮮社会統治の末端にまで浸透させる必要性が高まる。ここで著者は「植民地公共性」という分析概念を用いて植民地支配下の朝鮮人が公共の問題を提起できる限定的な公的領域を作り、そこで協力と抵抗が交差する「グレーゾーン」が存在したと指摘する。しかしそもそも当時の朝鮮社会に「公共性」と表現しうる概念があったのか不明である。また著者は、朝鮮総督府官吏に登用された朝鮮人を対日協力者と位置づけ、テクノクラート型（機能・職能型協力者）とイデオログ型（煽動・理念型協力者）に分類している。しかしこれに対して本研究では、実際には分類できるほど明瞭ではないのではという疑問が浮かぶ。対日協力者の抵抗の放棄と屈従の裏にある苦悩や葛藤についての考察は看過されている。

(2)の先行研究は、植民地支配機構に組みこまれた朝鮮人官僚、下位レベルの朝鮮人下級官吏の動向に着目し、植民地官僚組織の下で本国と植民地を横断する諸アクターを複数の政治集団に分節化している。それらの対抗・提携・妥協プロセスの把握において本修士論文にも大変有益であるが、本論文では官僚のみならず、その後現在に至るまで親日派として拡大解釈される文学や芸術分野の人々に焦点をあてて分析している。

(3)では、「親日派」と緑旗連盟の関係を明らかにするために、既存の親日文学研究のみならず、親日派のもっとも中心的な活動分野の一つであった言論の場で活躍した親日派について言及している。また親日派の形成に果たした在朝日本人の役割についても明らかにされている点で有効だが、芸術や言論の場で活躍した人々がその後、尊敬と反民族としての批判の対象となっていく過程についての言及がなされていない。一方では朴正熙や梨花女子大学総長の金活蘭など「親日派」とされる人々の記念事業を進める動きがあり、他方では親日人名辞典への掲載という功罪をめぐる正反対の動きが起きているのが現状である。高崎宗司先生とは日朝関係史の勉強会を通じて浅川巧に関する勉強を一緒にさせていただいた経緯がある。

これらの先行研究では、「親日派」を多角的に位置づけようとする研究が試みられているが、「親日派」の概念が解放直後から現在における社会の中で変容していく議論にまで踏み込んでいるものは少ない。「親日派」の存在を前提として議論を展開するものが多いが、なぜ「親日派」という呼称くくりが発生したのか、その背景で明らかにされない彼らの葛藤や民族意識に焦点を当てるといって本研究は意義がある。「親日派」を再定義することで日韓間の植民地支配という事実を新しい視覚から紐解く作業が可能になる。本論文では「親日派」の対象を植民地支配機構の官僚のみならず、文化人や教育者にまで拡大し、彼らの業績が断罪と称賛という両極的な揺れを持っていることの本質について明らかにする。植民地解放直後の「親日派」清算と、近年になって活発化する「親日派」の清算についての比較分析も踏まえ、「親日派」ラベルがいついかなる背景から発生し、現在に至るのか分析していく点で本稿には独自性があるといえる。

第3節 研究手法

本稿の研究手法には、主に韓国政府のホームページ、政府の報告書、民間研究所のホームページ、韓国歴史情報統合システムホームページ、新聞記事、日記、自叙伝などの一次資料と、先行研究、文献、論文、雑誌記事などの二次資料を活用した。韓国政府のホームページ及び報告書は、歴史認識の立場を明確にしている。日本で収集した資料を分析すると同時に韓国国内で収集した資料の分析も併用することで、歴史の事実及び人々の認識を多角的に検証することができた。また史料は人々の当時の日記や自叙伝、作品などを多く活用した。その際、当時の社会的状況や日本総督府の政策の特徴と対比させながら彼らの言動を相対化し、事実と照合しながら客観的に分析することに努めた。また本稿執筆にあたって、国内外の様々な歴史シンポジウムの学会発表の内容を参考にした⁵。

第4節 本稿の構成

本稿の構成は以下のとおりである。

第1章では、解放直後の朝鮮社会の政局と親日派問題について分析する。「親日派」問題は盧武鉉政権において突如現れたものではなく、1945年の解放直後にその起源をみることが出来る。清算事業の内容とその清算が頓挫した背景について分析する。

第2章では、第1章において頓挫した「親日派」清算事業が2000年以降再び活発に動き出す点について分析する。その際、①政府アクターと②民間アクターとにわけて分析を行う。清算の対象と調査方法、調査結果を分析した上で、解放直後に発足した1945年の「反

⁵ たとえば、「伊藤博文と韓国統治」(京都・国立京都国際会館、2008年10月19日)、「日中歴史研究者フォーラム—歴史研究と歴史認識—」(東京・慶応義塾大学、2008年12月6・7日)、「Global Governance Symposium」における柳錫春教授の発表(韓国・延世大学、2008年12月20日)などから多くの示唆を得た。

民族行為特別調査委員会」と、盧武鉉政権の下で進められた 2005 年の「親日反民族行為真相究明委員会」の事業の間で変化した部分とそうでない部分について明らかにする。

第 3 章では、第 1・2 章で清算事業の対象となる「親日派」が、「反民族者」という断罪の対象と同一であるのかについて分析するために、彼らの当時の行動と葛藤を、植民地時代という特殊な制約状況と比較しながら分析する。日本による統治時期の特徴によって「親日派」の属性対象が統治の進行とともに拡大していく現象に注目する。植民地構造の下での朝鮮人の人々が、どのような背景と理由で「親日派」と呼ばれるに至ったのか考察する。本論文では「親日派」の代表例とされる人々から 3 人を取り上げる。官僚・李完用、文学者・李光洙、教育者・金活蘭の事例をそれぞれ検討する。

終章では本論での分析を通じて、日韓の間で自民族と異民族のために努力した人々を既存の対立構造の枠組みではなく、両国で共有する視点の必要性を提示する。繰り返される日韓の歴史認識問題を克服し、相互理解の議論を緻密に展開するための視点を結論としてまとめた。

第1章 解放と「反民族行為特別調査委員会」

第1節. 対日協力者清算の起源

1) 解放直後の左右イデオロギーの対立

1945年8月15日、朝鮮半島は日本の敗戦と同時に植民地支配から解放された。8月15日は「光復節」と呼ばれ独立を象徴する日である。しかし重要なことはこの朝鮮半島の解放は民族運動の結果として主体的に獲得したものではなく、第二次世界大戦における日本の敗北と、ソ連による南下に対するアメリカ軍の交渉、さらには連合国による日本への朝鮮半島放棄の要求の結果として「外から」もたらされたものであったということである。日本の植民地支配から解放された朝鮮は新たな国家の建設を目指し、当然のことながら植民地時代の残滓を払拭する社会変革を課題としていた。当時の朝鮮半島の有力者は解放後の朝鮮半島のあり方について、解放後になって初めて議論をしなければならなかったのである⁶。

解放直後の朝鮮では、日本の植民地支配に協力した「親日派」朝鮮人をいかに処罰し、社会的に断罪するかという問題に直面する。左派の朝鮮人のみならず国民にとっても避けて通ることのできない政治的課題であった。例えば解放直後の8月16日から25日にかけて「事件」として把握された件数を地域別に表した資料からは、解放直後の民衆の怒りの矛先が、内地人警察官・朝鮮人警察官や、一般の行政官庁・官公吏に向けられていたことが分かる⁷。警察官に対する暴動や、一般の行政官公吏に対する破壊や脅迫行為などから、民衆の側からも植民地の残滓を個別具体的に克服するような動きが各地で起きていたことがわかる。

植民地統治下の朝鮮の独立運動のリーダーシップは、森山が論文の中で指摘しているように常に分裂し、統一することがなかった⁸。その原因の一つを右派・左派の対立の激化と指摘しているが、独立運動のみならず解放朝鮮の国家建設においてもそのリーダーシップは常に分裂した。解放直後の朝鮮社会における右派と左派の対立は次頁の表1-1のとおりである。解放後の朝鮮においては、解放の日に発足した左派の建国準備委員会（以下、建準）が「親日派」の清算を求め、社会からの排除運動を開始した。一方で米軍当局が背後についた右派の韓国民主党は、植民地統治末期には民族運動から離れて植民地当局と何らかの関わりを持っていた人々が多数であったために、「親日派」清算の動きに対しては冷静であった。彼らの会合には当時の有力者たちの自宅がそのまま使われた⁹。韓国民主党の前

⁶ 木村幹『民主化の韓国政治』（名古屋：名古屋大学出版会、2008年）194頁。

⁷ 板垣竜太「植民地支配責任を定立するために」岩崎稔他『継続する植民地主義 ジェンダー/民族/人種/階級』（東京：青弓社、2005年）300～301頁。

⁸ 森山茂徳「植民地統治と朝鮮人の対応」『第一期研究報告書』（東京：日韓歴史共同研究委員会、2005年）

⁹ 彼ら朝鮮人有力者たちはイデオロギー的格差や与野党の政治的立場を超えて狭い集落に密集して居住し

身は 1945 年 9 月 1 日設立準備がなされた韓国国民党である。韓国国民党が結成されるが、すぐにその活動基盤は韓国民主党へと移行する。当時の朝鮮半島の右派エリートたちが複数の政党やグループにまたがって所属していたことから、解放直後の彼らの立場の流動性を垣間見ることができる。朝鮮解放期¹⁰における「親日派」の処罰問題は右派と左派の対立の中で動いていた¹¹。

【表 1-1：解放朝鮮における左派と右派の比較

(出典：李景珉「解放朝鮮の政局と親日派問題」より筆者作成)】

左派		右派
建国準備委員会 (建準)	主要組織	韓国民主党
1945 年 8 月 15 日	発足時期	1945 年 9 月 6 日
<ul style="list-style-type: none"> - 民族主義左派、社会主義勢力網羅。独立運動闘争経歴者、共産主義者多数。 - 解放直後から「親日派」断罪の動き。 - 建準傘下の“民主主義民族戦線”(1946.2.15 結成)の結成大会において最初の具体的な「親日派、民族反逆者規定」の発表。(1946.2.16) - 全国人民代表大会召集(9.6)。朝鮮人民共和国樹立宣言。しかし米軍が上陸、これを認めず。米軍政との対立。 	特徴	<ul style="list-style-type: none"> - 建準の対抗組織として発足。 - 「国民大会召集準備会」(1945.9.7)を開き、上海臨時政府支持の意向表明。 - 支持基盤は東亜日報社、普成専門学校、海外留学経験者、教育家、弁護士、医師、実業家などのエリート層。 - 米軍政の仲介により李承晩と韓民党の連合が親日派の既得権を擁護する保守政党として出発し、ソウル政界で主導権を握る。
呂運亨、安在鴻、朴憲泳、李康国	中心人物	宋鎮禹、金性洙、趙炳玉、尹潽善、尹致暎

この時期進歩派によって進められた「親日派」断罪の動きは、その概念と対象者範囲を定義づけようとする動きが繰り返され試された¹²。次頁の表 1-2 からわかるように建国準備委員会が全国人民代表会議にて「親日派」処罰の対象を発表したものが文章化された最初の「親日派」規定とされる。

(2)の民主主義民族戦線で朝鮮人民共和国中央人民委員の金桂林が提案した規定では、民族反逆者の挙党、そして悪質な民族反逆の罪を意図的に犯した者に対しては仮借なき断

ていたという。たとえば宋鎮禹の居宅には、金性洙、金俊淵ら湖南財閥関係者たちが、白寛洙宅には金炳魯、金用茂、羅用均、朴明煥、鄭光好らが、韓学洙宅には、元世勳、金炳魯、趙炳玉、錢鎮漢、朴明憲、李明憲、玄東完、宋南憲らが、李仁の居宅には趙炳玉、徐延禧、趙憲泳、徐容吉、金載学、金大石らが集まった。また尹潽善の邸宅には許政、金度演、尹致暎、白南薰、洪性夏らが集まった。

¹⁰ 本論文では、1945 年の日本の植民地解放から 1948 年の大韓民国樹立までの時期を朝鮮解放期とする。

¹¹ 李景珉「解放朝鮮の政局と親日派問題」『思想』(東京：岩波書店、1979 年 12 月号) 56 頁以下。

¹² 各対象範囲をまとめたものは、板垣竜太「植民地支配責任を定立するために」『継続する植民地主義』(東京：青弓社、2005 年) 303-306 頁に詳しい。

罪を求めながらも、生活上の理由によりやむを得ず親日行為を行った者に対しては、寛大な措置をとる必要を認めていた。金桂林はまた、「親日派、民族反逆者の嫌疑をかけられているもの」の大部分がこの部類に入るとし、過去の過ちを反省する者に対しては新たな社会の構築に参加し、その学識・技術等を発揮すべきであると主張した¹³。

現在の「親日派」清算の動きよりも解放直後のそれが選定に対してより柔軟であったことが伺われる。さらに、(4)からは「親日派」の処罰を法律化しようとする動きが始まり、板垣によればこの時期の草案が「親日派」を最も詳細かつ広範囲に規定したものである。このように「親日派」の定義を広範囲に規定すると、きわめて多くの人が「親日派」に該当することになるが、逆にいえばそれだけ植民地主義が社会に深く入り込んでいたということでもある¹⁵。この過渡政府の法律草案は結局「親日派」清算に消極的であった米軍に承認されなかった。最終的には1948年に大韓民国政府が樹立され、同年9月、制憲国会で「反

民族行為特別法」
として制定される。
「反民族行為特別
調査委員会」の設
立とともに、独立
政府の下で親日派
清算事業が開始す
る。

<p>【表 1-2 「親日派」定義の変遷 (出典：板垣竜太「植民地支配責任を定立するために」『継続する植民地主義』(東京：青弓社、2005年)より筆者作成)】</p>
(1) 朝鮮人民共和国全国人民代表会議召集要項(1946.1.30)
(2) 民主主義民族戦線「親日派・民族反逆者の規定案 ¹⁴ (1946.2.14)
(3) 民主主義民族戦線「地方選挙行動綱領」中の親日派規定(1947.1.22)
(4) 南朝鮮過渡期立法議院「附日協力者・民族反逆者・戦犯・奸商輩に対する特別法律條例草案」(1947.3.17)
(5) 南朝鮮過渡立法議院「民族反逆者・戦犯・奸商輩に対する特別法律條例」(1947.7.2)
(6) 大韓民国制憲国会「反民族行為特別法」(1948.9.22)

¹³ 李景珉「解放朝鮮の政局と親日派問題」『思想』(東京：岩波書店、1979年12月号) 61-62頁。

¹⁴ 同大会における「親日派、民族反逆者既定」は以下の通り。

- 1) 朝鮮を日本帝国主義に売った売国奴およびその関係者
- 2) 有爵者、中枢院顧問、参議、官選の道および府の評議員
- 3) 日本帝国主義統治時代の高官(総督府局長および知事等)
- 4) 警察、憲兵の高級官吏(警視及び士官級)
- 5) 軍事警察、高等警察、政治警察の悪質分子(警視、士官級以下であっても、人民の怨みの対象となったもの)
- 6) 軍事、高等、政治警察の秘密探偵の責任者
- 7) 行政、司法警察を通じて極めて悪質分子であり、人民の怨みの的となった者
- 8) 皇民化運動、内鮮融和運動、志願兵、学兵、徴兵、創氏改名等の問題において理論的ないしは政治的指導に当たった者
- 9) 軍需産業の責任を負っていた経営者(管理向上指定工場をも含む)
- 10) 戦争協力を目的とする、もしくはファッショ的性質をもつ団体(大義団、一心会、緑旗連盟、一進会、国民協会、総力連盟、大和同盟など)の主要責任幹部

¹⁵ 板垣、前掲論文、307頁。

2) 米軍当局と「親日派」

解放後の朝鮮半島において「親日派」の問題が社会的関心を集めていたにもかかわらず、具体的な成果が表れなかったことには、米軍当局による介入も深い影響を与えている。一つには、対ソ対決を意識する米軍当局が米国に友好的な朝鮮社会を築き上げることに力を入れた点、もう一つには「親日派」と言われる植民地統治下の朝鮮知識人や官僚が、解放後米軍当局に重宝された点である。なぜなら解放後の社会において治安統制を維持するためには彼らの知識や実務、統制能力が必要であったからである。では米軍当局は「親日派」問題をどのように捉えていたのであろうか。

1945年、9月9日に仁川に上陸した米国第24軍は、米国太平洋陸軍最高司令官マッカーサー布告第1号に基づいて軍政の施行を布告し、「北緯38度線以南の朝鮮の地域及び同地域の住民に対し一切の行政権は当分の間、私の権限の下に施行されるものとする」とした¹⁶。米軍政下での「朝鮮信託統治案」(45年12月、米英ソ参加国によるモスクワ外相会議で発表)への賛否などをめぐり、南朝鮮では左右両派の民族主義勢力が熾烈なイデオロギー対立を繰り広げながら、分裂しはじめていた。続いて朝鮮総督府政務総監遠藤柳作と会談した米軍ハリス准将は、朝鮮総督府の機構を存続させ、それを軍政府が管理・監督する方針を立てた。日本の植民地から解放された朝鮮民衆に対し、引き続き朝鮮総督府を通じて命令を下すということは、朝鮮民衆の感情を害するものだった。

軍政府はこのとき民衆が立ち上がって発足させた建国準備委員会を一切認めなかった。解放政局における左右のイデオロギーが対立する中、朝鮮社会の変革を目指す進歩派は、「親日派」庇護勢力である右派のみならず米軍当局とも対峙したのであった¹⁷。

9月9日に日米両当事者が降伏文書に署名し、朝鮮における日本軍の降伏が米軍により受理された。米24軍のホッジ中将は、「総督府の機構を通じて軍政を行い、植民地官僚に従え」との声明を出し、行政機構及び日本人構成員を維持することを表明した。当時の新聞記事から、「総督府の過去を問題視するのではなく、統制のための適当な機関がないので、やむを得ず総督府と日本人を利用する」¹⁸、「有害日本人だけまず日本に送り、朝鮮の新秩序を作り上げるための日本人技術者は後で本国へ送る」¹⁹という米国の方針を押し量ることができる。さらに米軍政庁は日本人官吏の帰国後も「行政を担当する人材の不足」を理由に、日本統治下の朝鮮人官吏の留任を認めた。同年11月3日の新聞『毎日新報』には、ホッジ中将が大韓民主党の宋鎮禹に対して朝鮮の知識層を民衆の中に送りこみ、民族主義・民主主義が何であるか普及することに努力するよう命令した記事を確認することができる²⁰。当時軍政要員として南朝鮮に滞在したミードの記録から、米軍政が親日派地主及び官僚

¹⁶ 李景珉「解放朝鮮の政局と親日派問題」『思想』(東京：岩波書店、1979年12月号) 60頁。

¹⁷ 李景珉、前掲論文。

¹⁸ 『毎日新報』1945年9月12日。

¹⁹ 「技術者は後に」『毎日新報』1945年10月24日。

²⁰ 「朝鮮の知識人は民衆の中に入っていきよう」『毎日新報』1945年11月3日。

出身者を政治的同盟者とし、軍政機構内部に彼らを多数重用したことがわかる²¹。このように、解放後の社会において治安統制を維持するためには総督府の機構内にいた朝鮮人エリート知識や実務、統制能力が必要であり、彼らもまた生きていくためには米国の庇護下に入る事が不可欠であったのである。

しかし進歩派をはじめ朝鮮民衆は、日本の統治機構を残存させる占領政策に対して強い反発を示した²²。民衆の強い反感に気づいた米軍は、朝鮮総督府を廃止し、軍政長を設置した。総督に代わる軍政長官にアーノルド少将を任命し、その下に政務総監と各局長を配し、ここにも米国人を任命して占領統治にあたった。米軍政による機構は総督府と大きく変わらなかったが、少しずつ日本人に代わって朝鮮人が体制の地位についていった。そして彼らのほとんどは韓民党関係者であった。韓民党以外の人が出たなら、それはこれまでも総督府に勤務していた人物か、発言力が大きくリーダーシップを期待された朝鮮人名士であった。日本人官僚や親日派を排除することは、独立を目指す朝鮮民衆にとっては喫緊の課題であったが、対ソ対決を意識する占領軍当局には、米国に友好的な朝鮮社会を築き上げることしか、眼中になかったのである²³。

米軍政が南朝鮮の行政権を統轄・維持しようとする一方で、左派の人々もまた「親日派」断罪の動きを進めていた。大韓民国政府が樹立される前の1947年、米軍政下の立法機関である南朝鮮過渡立法議院が「民族反逆者・対日協力者・奸商輩に対する特別条例案」を提出したときも、米軍政はそれを承認しなかった²⁴。米軍当局は統治機構から意図的に解放政権の左派指導者を遠ざけ、日本人によって維持されていた既存の社会秩序を守ることに注力し、「親日派」と言われる植民地統治下の朝鮮知識人や官僚を積極的に体制の内部に取り込んだ。米国留学帰りの朝鮮人も米軍政庁から優遇され、英語を話し西洋文化に理解のある朝鮮人保守派は、米軍当局にとっては貴重な情報源となった。結果として朝鮮一般民衆にとっては、親日派と共に親米派が憎しみの対象となっていくのである。当時の毎日新報の社説で、通訳官に対する批判、すなわち通訳が特定の党派に利用され党派の利益にかなうような通訳をしているという言説があることから²⁵、親米派に対する一般民衆の批判が読み取れる。

²¹ 李鍾元「戦後米国の極東政策と韓国の脱植民地下」三谷太一郎他『アジアの冷戦と脱植民地化』（東京：岩波書店、2005年）18頁。

²² 李景珉「解放朝鮮の政局と親日派問題」『思想』（東京：岩波書店、1979年12月号）61頁。

²³ 李景珉、前掲論文、61頁。

²⁴ 本条例案では「日本その他の外国と共謀し、民族に禍害を及ぼしたか、独立運動を妨害した者」を民族反逆者、「日本統治下で日本勢力に加担し、非族行為によって同胞に害を及ぼした者」を附日協力者と規定している。

²⁵ 『毎日新報』1945年10月13日。

第2節 「反民族行為特別調査委員会」

1) 委員会の発足・活動

このように、解放直後の朝鮮民衆の中心的課題であった「親日派」処分の問題は、激しいイデオロギー対立と権力争いの渦中に埋没していった。さらに、「対日協力者」は米軍政下で官僚として登用され、解放政局の左右両派對立の構図の中で、左派勢力との闘争のために温存された。民衆は、独立政府の樹立とその中で体系的な制裁を求めるようになる。その中で進歩派左派を中心に「親日派」範囲の定義を明確にする試みが何度も行われたが、それを担当する専門機関を設置して対象者の摘出を行う必要があった。1948年に樹立した大韓民国の制憲国会では、憲法第101条に親日民族反逆者処断のための根拠を盛り込み、審議を進めた。9月7日の本会議で「反民族行為処罰法」(以下、反民法)が制定され、「附日協力者と民族反逆者」の処罰に向け、10月22日に反民族行為特別調査委員会が結成される。「親日派」清算事業が開始して3年後、ついに政府の機関として反民族行為特別調査委員会(以下、反民特委)が結成される。

反民特委は大別して、特別調査委員会・特別裁判部・特別検察部から構成される。特別調査委員会が中心機構となり、同機構の親日派調査を基に特別検察部と特別裁判部の活動が進められた。特別調査委員会が新聞・出版物・証言・官報・職員録・総力連盟機関誌・『親日派群像』などの資料を通じて反民族者一覧表を作成し、これに基づいて調査と逮捕が行われた。逮捕された反民被疑者(「親日派」として疑われた者)は各道の刑務所に一時的に収監され、証拠資料・調査官の意見書・自粛書などは調査官の予備調査と審問を経てまとめられ、特別調査委員会から特別検察部に送付される。特別検察部は提出された資料を再調査した上で起訴可否を決定し、起訴された反民被疑者は特別裁判部の裁判を受けて最終判決を待つという一連の流れで進められた。

反民特委は1949年1月から検挙活動をはじめ、1月8日から8月31日までの間に総688名の反民被疑者を扱った。このうち、675名の反民被疑者または調査者が確認されている。また、675名のうち日本の植民地期の経歴が確認された反民被疑者は547名であり、これらの人々を反民法の違反条項別に分類すると次頁の表1-3のとおりである²⁶。解放直後、彼らがどのような該当経歴によって「親日派」とされたのか把握することができる。

²⁶ イガンス『反民特委研究』(ソウル:ナナム出版、2003年)228頁。

【表 1-3.反民被疑者の該当経歴別調査件数(出典:イガン스외강수『反民特委研究』229頁 ソウル.2003)】

反民法条項	職業	件数	
第二条	授爵者/帝国議會議員	4	
第三条	売国者/殺傷者	27	
第四条	1項	襲爵者	36
	2項	中樞院參議	102
	3項	勅任官以上	32
	4項	密偵	29
	5項	親日団体	26
	6項	軍人警察	209
	7項	軍需産業	20
	8項	道府會議員	63
	9項	官公吏	50
	10項	国際団体	89
	11項	宗教文化団体	42
	12項	個人親日	16
第五条	解放後公職者	20	
第七条	反民法妨害者	21	

表 1-3 に掲げた反民被疑者の処罰条項別形態を見ると、反民法の最高刑である第一条（日韓併合に積極協力した者）の該当者は確認されておらず、第二条（授爵者/帝国議會議員に該当する者）も 4 名のみである。第一条及び第二条に該当する生存者がほとんどいなかったという事実にもよる²⁷。また特別調査委員会は反民法の第四条該当者を集中的に調査したことが推測される。つまり「親日派」清算の対象者の半数以上は中樞院參議、官吏、警察官であったことがわかる。しかし日本統治下の朝鮮実業家の初期メンバーとして知られる朴興植、中樞院副議長・崔麟、文人・李光洙、崔南善らも含まれている。

例えば近代朝鮮文学の祖とされる李光洙の“反民被疑者名簿”では、彼の日帝時期の活動についても記載されている。朝鮮文人協會会長、朝鮮臨戦報国団準備委員、朝鮮文人報国会理事、大和同盟理事、大義党幹部という日本の総督府が支援あるいは設置した団体に属していた経歴をその根拠としており、1949年2月7日に逮捕されている。一方で乙巳五賊や丁未七族などの第二次日韓協約やハーグ密使事件に関与した官僚はほとんど対象者に含まれていない。「親日派」とされた官僚の中にもイデオロギーの対立の狭間で黙視された人々がいたことから政治的な意味合いの複雑さを推測することができる。

この特別調査委員会は 1948年9月29日に김인식(キムインシク)委員他 19名の緊急提

²⁷ イガンス『反民特委研究』（ソウル：ナナム出版、2003年）228頁。

案により組織された。各道の代表1名ずつ合計10名を選出し、特別調査委員会を構成した。その後委員長に김상덕(キムサンドク)、副委員長に김상돈(キムサンドン)を選出し、10月23日に国会の承認を得た²⁸。1948年の反民特委発足当初は親日派の取り締まりに積極的な人物が中心になって構成されたが、当委員会の性格は1949年6月の反民特委襲撃事件によってその後急変していく。さらに1949年7月に反民法の公訴時効が短縮されたことを契機に反民特委の性格は相対的に弱まっていく。親日派庇護勢力がこれにとって代わっていくのである。委員会の崩壊過程については次に見ていくことにする。

2) 委員会崩壊の過程

解放直後から進歩派左派を中心に反民特委の活動が進む中で、親日勢力は段階的な抵抗、反対運動を進めていく。当初反民特委が構成された時、「親日派」は特別な動きを見せずにいた。その理由は以下の三点である。

1. 当時の状況で反民族行為者処罰の動きは誰も反発できない民族的課題であった。
2. その処罰対象や親日派の範囲や処罰方法が具体的に確定していなかった。
3. 多数の国定憲法案があり、各政治勢力は親日問題のみを取り上げることが不可能であった。

日本の当局と一定の関係を持っていた彼らは、解放の喜びに沸く民衆の中に飛び込んでいくわけにはいかず、仲間の家を互いに訪ねては状況の展開の情報を交換するのみであった²⁹。つまり自身を排除しようとする解放直後の社会の動きに対して、団結することも特別な動きをすることもできずにいたのである。

しかしその後「親日派」とされた人々は内部団結をし、自らを社会から排除しようとする左派に対する抵抗運動にでる。例えば反民特委を批判する猛烈なデモを連日行った。反民族行為者処罰法を主導する国会議員たちに圧迫、脅迫状を発送し、「反民族行為者の処断を主張する人々は共産主義だ」という噂を各地に広げた。なぜなら当時の李承晩政権は、親日清算に関する問題よりも北朝鮮と対峙する上で共産主義勢力との戦いをより重要視していたからである。李承晩政権は日本の治安維持法を模倣した国家保安法を制定し、反共政策を強化した。李承晩と保守派は、社会から排除すべき対象を「親日派」から「共産主義者」へと変える運動を行い、民衆に反共論理を強制させたといえよう。一方左派勢力が、予備調査から特別検察部、特別裁判部という一連の組織として反民特委を構成すると、これらが一種の公権力を掌握したことに伴い、「親日庇護勢力」の反撃も一層強化された。1949年1月以降反民特委が事務本部を設置し本格的な活動に着手する。

反民特委と「親日派」の対決が深化する中、1949年3月頃から行政府の圧迫の中で反民特委は弱化の兆しを見せていく。その背景には日本警察出身朝鮮人たちの組織的な妨害

²⁸ イガンズ『反民特委研究』（ソウル：ナナム出版、2003年）121頁。

²⁹ 李景珉「解放朝鮮の政局と親日派問題」『思想』（東京：岩波書店、1979年12月号）63頁。

工作の展開と、圧倒的な資金力、情報力、組織力が挙げられる。検挙された「親日派」は次々と釈放され、政権と対立するこの委員会は事実上機能を喪失し始めていた。その後「国会フラクション事件」で委員会のメンバーたちが検挙されたため、反民法は廃止され反民特委自体も崩壊した。

つまり 1945 年から 1948 年の解放政局期にかけて「親日派」清算に対する具体的な政策と成果が残らなかった背景には、以下の要因が考えられる。

1. 独立政府の樹立の遅れ。
2. 李承晩の国政運営能力、韓民党、政府、検察、警察、憲兵、法院などの総動員体制。
3. 反民特委を共産主義者と公表しながら、大衆には反共論理を強制した。
4. 解放後、反民特委設立までの 3 年間に「親日派」は米軍政によって重宝される。

これら 4 つの要因により反民族行為処罰法は当時の米軍政庁や米国帰りの李承晩、保守派と結びついた親日・反共勢力によって廃止された。うやむやになった「親日派」問題は、以降の三代にわたる軍事政権（朴正熙、全斗煥、盧泰愚政権）でも封じ込められることになる。日本の陸軍士官学校を卒業した朴正熙政権が誕生した 1963 年から 1987 年までは言論統制がつづき、経済発展、民主化の達成を第一次的な問題として取り組んだ韓国社会は、この「親日派」問題を二の次に考えてきたのである。これについては 2 章 3 節で取り上げることにする。

第 3 節 李承晩政権樹立と「親日派」問題

続いて李承晩政権が「親日派」を処罰しようとする朝鮮の民衆の動きに対して、政府の樹立後どのように対応したのかについて分析する。1945 年 10 月、独立政府樹立を目指し混沌とした当時の朝鮮社会において、民衆は米国から帰国した李承晩を歓迎した。米国から帰国した李承晩の名は民衆の間に広く知られており、“偉大な李承晩博士”を指導者に迎えようという国民の期待は大きかった³⁰。このとき朝鮮社会では、進歩派を始め民衆から親日派を糾弾する世論が沸騰しており、以下の新聞記事からもそれが読み取れる。

新国家を建設するのに、日本人と手を取り利益を得た一部の人々を許すことはできない。事例はもちろん新朝鮮一部謀利輩の叛逆行為ではあるだろうが。知識人を中心とした一般民衆も新国家の新国民であるという「自覚」を認識していない³¹。

中国上海の臨時政府、建国準備委員会（建準）の掲げる人民共和国、韓民党という各政権争いの中でも、李承晩に対する人気と期待は高かった。建準は「人民共和国」の樹立

³⁰ 「われわれの指導者李博士 国内活動に期待多大」『毎日新報』1945 年 10 月 19 日。連日の李承晩歓迎と彼に対する期待の新聞記事が見られる。

³¹ 「謀利輩の叛逆行為 新朝鮮建設に罪悪感を自覚せよ」『毎日新報』1945 年 10 月 14 日。

を宣言した際に李承晩を主席として推薦していたが、李承晩は主席への就任要請を拒否した。多数の群小政党が対立し混在する状況においても、政党の統一と独立運動の促進については意見の一致が見られた。米軍当局は「親日派」の実務と熟練技術を必要とし、「親日派」排除運動を阻止し、全国に根を張っていた建準・人民共和国の勢力を弱体化させるために李承晩を米国から連れ戻したわけだが、彼を中心に保守勢力を結集させようと試みたのである³²。そして李承晩によって1945年10月25日、「独立促成中央協議会」（以下、独促）が結成される。会長には李承晩が在任し、左右両陣営から代表が参加し、大部分の政党が終結することで意見の交換が可能となった。米軍当局はこれを「政務委員会」と位置付け、まずは米軍政の中に設置させ、いずれは軍政を継承して暫定政府となる機関として構想していた³³。当時の新聞は李承晩博士を中心とした200余名の各党代表が終結したこの協議会の結成を歴史的“団結”であると高く評価している³⁴。

ただし、各党各派がこぞって結集した超党派的な組織である「独促」に共産党だけは加わらなかった。民衆は同組織が民族統一戦線体となることを期待し、左派勢力も李承晩に対しては期待感を寄せていたが、「親日派」問題をめぐり李承晩と左派勢力は分裂していく。進歩派である朝鮮共産党党首、朴憲泳が、「民族反逆者」すなわち「親日派」を除外することが政府組織の条件であるという原則を譲らなかったためである。同党は、朝鮮問題解決における絶対条件の第一項に「日本帝国主義勢力と親日派および民族反逆者を朝鮮において肅清すること」を掲げ、李承晩政府を中心とした朝鮮独立促成中央協議会がこれら親日派民族反逆者を黙視していると指摘した³⁵。

つまり李承晩と朴憲泳が根本的に異なる点は、李承晩が「先新国家建設、のち親日派清算」を重視したのに対し、朴憲泳は「先親日派清算、後新国家建設」を重視した点である。両者の会議の中で、独促という機関から「親日派」を排除するという方向で一度は意見が一致する。朴憲泳が李承晩に対して、「親日派」だけでも除外するなら我々は手を取り合っていくことを主張し、親日派除外に対する具体的な意見を交換し、独促という機関における「親日派」除外に努力するという結論を出した³⁶。しかしながら、李承晩は「聖なる建国事業に親日派を除外せよとの原則は認めよう。しかしこの多忙極まるときに彼らを処断している余裕はない。」とし、1945年11月5日の記者会見において「民族反逆者や親日派は一掃せねばならない。しかし今はまず、われわれの力を合わせることである。そうした不純分子を今ただちに処罰することを、我々は望まない。…今はだれが親日派であり、誰が反逆者であるかが分からない。」³⁷とも述べており、建国指導者としての苦悩を垣間見

³² 李景珉「李承晩の権力の形成過程~独立促進中央協議会を中心に~」飛田雄一『青丘文庫月報』189号（兵庫：青丘文庫、2004年7月）

³³ 同上

³⁴ 「200余名各党代表会合 歴史的“団結”熟議」『毎日新報』1945年10月25日。

³⁵ 「朝鮮共産党から反対表明」『毎日新報』1945年11月4日。

³⁶ 「独立促成・戦線統一へ 反逆者親日派排除」『毎日新報』1945年11月2日。

³⁷ 「叛逆者と親日派は”統一”から除外する」『毎日新報』1945年11月6日。

ることができる。

李承晩にとって最大の課題は、「親日派」と目される朝鮮人と、民衆の支持を得ている朝鮮人の融合組織を作り上げることであったが、民族運動の経験を持つ多くの人は、「親日派」と交わることこそまさに「時期尚早」であるとして李承晩の誘いにはまったく乗らなかった。人民党の呂運亨はまた、「排他的・独善的態度をやめ、統一に妨害となる親日派、民族反逆者等あらゆる悪条件を排除すべし」と主張し、「親日派」の判断に関しては以下のように述べた。

「現在人民裁判を開くことはできなくても、民衆はもっともよく知っている。過去日本帝国主義の手先となりわが民族を売り虐げた罪を隠蔽して、愛国者を装って指示の表舞台に登場し建国運動に参加することは、不愉快極まりないことであると同時に、本人自身のためにも憐れむばかりである。」³⁸

李承晩と左派勢力との分裂は45年12月には決定的となっていた。帰国した李承晩に対する民衆の期待に反し、李承晩は無条件団結により独立を達成することが先決であると主張し、「親日派」とされた朝鮮人エリート層を庇護する姿勢を鮮明にした。33年に及ぶ海外生活から帰国した李承晩は国内における政治基盤も特定の人脈もなかったため、米軍当局の庇護下で息を吹き返した保守勢力を抱き込み、分断政府の樹立を仄めかしながら権力の掌握に乗り出した³⁹。こうして朝鮮の解放以降、李承晩政権の下で「親日派」に対する政策は暗闇に葬られることとなり、人々も公の場では口に出すことがなくなっていった。

³⁸ 李景珉『朝鮮現代史の岐路』（東京：平凡社、2003年）191頁。

³⁹ たとえば帰国直後から李承晩は、名門出身の尹致暎（のちの初代内務大臣）を自らの朝鮮半島における数少ない側近として徴用した。事実上の秘書として活動するように要請していた。

第2章 参与政府と「親日反民族真相究明委員会」

その後一部の民間団体で続けられてきた過去清算の事業が55年ぶりに再び国家次元の包括的な事業となって注目を集めている。冒頭で述べた過去史真相究明法案の可決による「親日派」の清算事業である。1948年の反民特委と現在の動きにおいて決定的に異なる点が2点ある。一点は清算事業における目的の変容であり、もう一点はアクターの重層性である。政府、国会がアクターとなって進める事業と、学者や市民がアクターとなって推進されるものがある。

第1節 政府（盧武鉉政権）における清算事業

1) 「過去史」清算事業の再興

第一章で整理したように、「親日派」を断罪する試みは1945年の朝鮮の解放時に既に始まっていた。李承晩大統領のもとにできた「反民族行為特別調査委員会」である。しかしまもなく頓挫することになるが、背景としては当面の国づくりに、解放前の日本統治に加担した「親日派」の知識や実務、技術を必要としたからである。李承晩の次の朴正熙大統領は1965年日本と国交を結ぶが、冷戦下の北朝鮮とのにらみ合い、経済発展の必要、独裁民主化弾圧などの事情が歴史の清算を拒んだ。環境が変わったのは、1987年に民主化を遂げ、90年代に入り冷戦が終焉したところである。民主化とそれに続く経済成長を経て韓国国民は国力と自信をつけ、金泳三政権(1993~1998)が過去の清算の先駆け事業として朝鮮総督府の建物解体を行う。しかしこれらを制度化し、包括的に取り組んだのが盧武鉉政権(2003~2008)である。歴史清算を行う政府の担当機関は16あり、そのうちの13の機関は盧武鉉政権時に設立された。

過去が現在と密接に結びついた韓国では、「親日派」に対する清算は朝鮮近現代を通底する植民地主義的構造の連続性という認識に基づいた「脱植民地化」と同時に、そうした脱植民地化の挫折に根をもつ韓国社会の「民主化」（あるいは脱冷戦）という二重の課題を負っている⁴⁰。解放後間もなく結成されるものの、反民特委はわずか2年で解体した。その後一部の民間団体で続けられてきた過去清算の取り組みが、55年ぶりに再び国家次元の包括的な事業として注目を集めている。

政府の取り組みは、過去の反民族的親日行為をした人を特定しようというもので、1904年の日露戦争から1945年の植民地解放までの親日反民族行為調査対象の選定と、具体的な親日行為についての調査を目的としている。盧武鉉政権は選挙の際に386世代や475世代の結集に成功し、第17代国会において4大改革立法を打ち出して注目を浴びた⁴¹。

⁴⁰ 趙慶喜「「歴史の過小」の克服に向けて—韓国「親日清算論」の比較検討—」東京外国語大学海外事情研究所『Quadrante クアドランテ』NO.9（東京：東京外国語大学海外事情研究所 2007年）426頁。

⁴¹ 南時旭『韓国保守勢力研究』（ソウル：ナナム出版、2006年）503~547頁。

- 1) 国家保安法廃止案
- 2) 過去史真相究明法案
- 3) 私学関連法案
- 4) 言論関連法案

中でも過去史真相究明法案の可決によって日本統治時代の対日協力者・「親日派」の清算事業を確立させ、親日行為の対象範囲をより拡大させた。2007年12月、3年間の活動を経てこれらの第一期の報告書が刊行され、選定者の一覧と、各選定者の理由書が閲覧可能となった。

2004年の盧武鉉政権の過去史清算の政策は世論を二分した。一部の守旧言論や政治勢力、保守を自認する親日庇護勢力が過去清算反対を掲げる一方、法制定に賛成するグループは、これら既得権益層を解放後の独裁政権の下で祖国と民族、民主主義に大きな弊害を及ぼすことによって得た不道徳な既得権層だと断罪する。このように韓国国内においても「親日派」に対する国内世論を統一できない状態にある。

またこのような動きの背景には近年新たに公開された資料が多いこともあげられる。現在韓国では、朝鮮総督府の膨大な官僚群について「朝鮮総督府職員録」などをもとにデータが整備されつつあり、その成果が検索可能な形式でウェブ上に提供されている⁴²。総督府当局の認識、政策決定、実施過程、実施後の評価などについては、朝鮮総督府の文書が一次資料としてあげられるが、これらは1945年の日本敗戦時に焼却・隠滅されたため、完全な形で残っているわけではない。それにも関わらず韓国の国家記録院、国史編纂委員会などに保管されている一部の文書は焼却を免れ、現在閲覧可能となっている⁴³。

特に韓国では政府関係文書の公開がインターネットを通して急速に進みつつある。韓国では民主化を通じて、現状を把握するための情報と、過去を見直すための情報を保存・公開する作業が追及されたのである。そこでは「現用」文書と当時に「非現用」文書に対しても関心が向けられ、歴史家は文書をどのように管理し、公開していくのかということについて積極的なかわりをもってきた。たとえば、市民運動グループと研究者等が協力して記録管理運動が行われたりしている。

韓国政府は2005年1月17日から日韓基本条約関連文書を一般公開した。これらが公開されるに至った背景は、日本の植民地支配下の「強制動員」に対する被害補償を求める被害者や遺族たちの市民団体が公開を求め、行政訴訟(ソウル行政法院)を起し、2004年2月に国側が事実上の敗訴をしたからである。盧武鉉政権はこの敗訴を受けて日韓基本条約の外交文書公開を進めたが、過去史清算問題を政治的意味合いとリンクさせようとする意図がないわけではなかった。つまり補償問題という名目での過去史料公開は、日韓国交正常化を強引に進めたことで「親日派」とされる朴正熙大統領の長女である朴僅恵ハンナラ

⁴² 岡本真希子、前掲論文。

⁴³ 代表的なものとして“韓国歴史情報統合システム”のデータベース。<http://www.koreanhistory.or.kr/> (最終閲覧日 2008年1月4日)。

党総裁の政治的基盤を崩すことになるからであった⁴⁴。ウリ党の盧武鉉と対立にあったハンナラ党の朴槿恵に対し、盧武鉉が政治的優位にたち国民の世論を結束させようという意図があったといえよう。

2) 「親日反民族行為真相究明委員会」発足・活動

2005年に発足した親日反民族行為真相究明委員会は、『日帝強占下の反民族行為真相究明に関する特別法』（以下、親日反民族特別法。制定2004年3月22日、改定2005年1月27日、12月29日、2006年4月28日）に基づいて、大統領所属機関として発足した。構成は委員長1名、常任委員1名を含む11人から成るが、国会選出4名、大法院長指名3名を含め、大統領が任命する。委員会の活動期間は4年間とされ、委員の資格要件、かつ委員会の機能は以下表2-1のとおりである。

【表2-1: 親日反民族行為真相究明委員会の資格要件と機能

(出典: 親日反民族行為真相究明委員会 2007年度調査報告書より筆者作成)】

委員の資格要件	委員会の活動
- 歴史考証、史料編纂などの研究活動に10年以上従事した者	- 親日反民族行為調査対象者の選定および決定
- 公認された大学で専任教授以上の職に10年以上在職した者	- 親日反民族行為と関連した国内外資料の収集並びに分析
- 判事・検事・軍法務官または弁護士の職に10年以上在職した者	- 委員会活動に関する調査報告書及び資料集の発刊、資料館の建設
- 3級以上の公務員として公務員の職に10年以上在職した者	- 真相調査と関連した証拠・資料提出に対する補償

2004年の「親日反民族特別法」によって韓国の国会では「過去清算」「親日派」の問題が再度注目され始めたが、この運動に対する筆者なりの問題点を2点挙げる。一つはこれらの動きが「親日派」のリストを羅列し糾弾することを主目的としており、彼らがなぜ親日行為に及ぶことになったのか、どのような苦しみがあったのかという視点を見落としている点である。植民地支配という特殊な構造によってもたらされた問題にもかかわらず、「親日派」の断罪が韓国国内における政治分裂の要因になるという極めて皮肉的な状況である。もう一点は「親日派」の清算対象が、本人のみならず子孫や家族に多大な影響を与えるという点である。当法律は与党のヨルリン・ウリ党の主導で国会を通過した法律である。しかし同法をめぐりウリ党では、2004年8月同党の辛基南議長(2004年5月議長就任)

⁴⁴ 清水敏行「東アジアにおける行政文書公開の現状と課題」魚住弘久他「グローバリゼーション時代におけるガバナンスの変容に関する比較研究」プロジェクト2006年。<http://www.global-g.jp/eastasia/> (最終閲覧日2008年1月4日)。

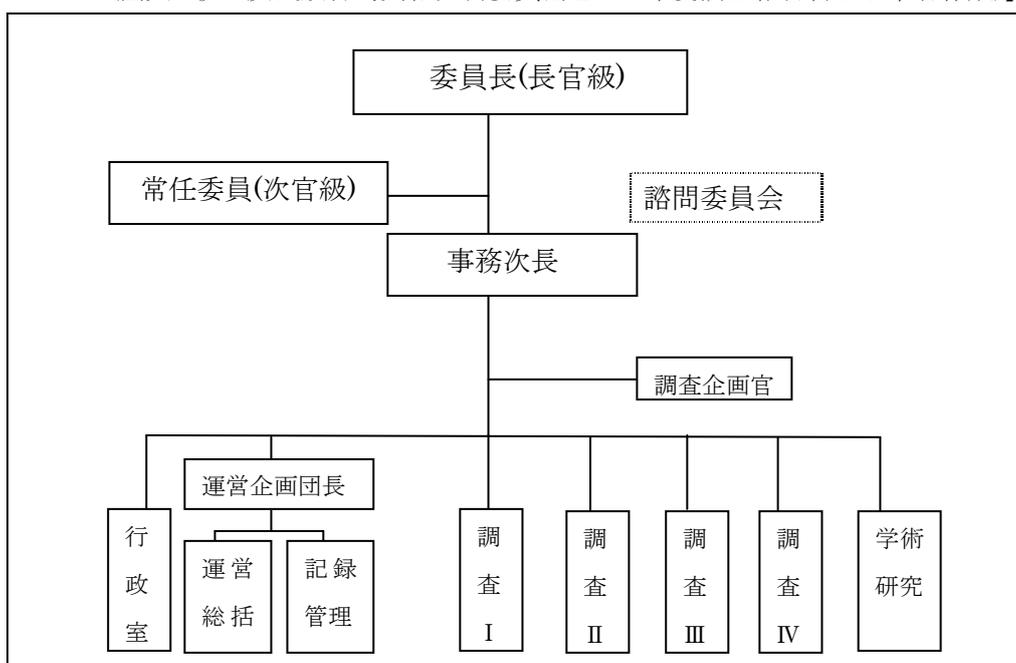
の退陣を求める声が上がっていた。辛基南議長の父の経歴が「親日派」であったと告発を受けたからである。辛議長は教師を務めた後 1940 年に日本軍に入り、憲兵伍長として勤務したのち、戦後は警察官を務めた。抗日運動関係者を拷問した事実が「親東亜」などによって報道され、彼は議長職辞任を表明するに至った。林鐘国は、親日派の範囲を次のように捉えている。

本人には別に親日行為がないとしても、直系血族にきわめて顕著な親日行為が見られる場合を筆者は親日圏に入れて分類することにした⁴⁵。

現在の韓国において「親日派」問題とは本人に対する追及のみならず「親日圏」問題と化し、その親族やその本人と何らかの関係がある人々までが追及の対象となるのである。当委員会の事務所組織と業務管轄は以下のとおりである。

【表 2-2: 親日反民族行為真相究明委員会組織図

(出典: 親日反民族行為真相究明委員会 2007 年度調査報告書より筆者作成)】



具体的な調査は 4 つの班に分類して進められている。調査 I 班は主に以下 4 つの分野を担当している。a) 国権侵害の条約に関連した者、爵位を受けた者に対する資料収集及び調査・研究 b) 高等文官以上の官僚及び司法関連分野の親日反民族行為にかかわる資料収集及び調査・研究 c) 朝鮮総督府中枢院など諮問機構参加者の親日反民族行為に関する資料収集及び調査・研究 d) それ以外の親日反民族行為調査に関連するほかの班の管轄に属さない事項、である。調査 II 班は、a) 海外地域関連の親日反民族行為資料収集及び調査・研究 b) 軍

⁴⁵ 林鐘国『親日派』（東京：お茶の水書房、1992 年）503 頁。

人・憲兵の親日反民族行為資料収集及び調査・研究 c)密偵・警察分野に関する親日反民族行為資料収集及び調査・研究、を中心に進める。調査Ⅲ班は、a)経済・社会分野に関する親日反民族行為資料収集及び調査・研究 b)宗教分野に関する親日反民族行為資料収集及び調査・研究、を中心に進める。最後に調査Ⅳ班は、a)言論・文学・芸術分野に関する親日反民族行為資料収集及び調査・研究 b)教育・学術分野にかかわる親日反民族行為資料収集及び調査・研究を中心に進めている。

諮問委員会の設置については、諮問委員会の規定第 2 条に従い以下の事項のうち委員長または委員会から諮問の要請を受けた事項に対して意見を表明することができる。

- a)親日反民族行為調査対象者の選定意向に関する事項。
- b)調査対象者が行った親日反民族行為の調査方法に関する事項。
- c)委員会活動に関する調査報告書の作成・発刊と親日反民族行為関連資料の編纂並びに資料館建設に関する事項。
- d)調査対象者の親日反民族行為の審議に関する事項。

3) 調査方法と調査過程、調査結果

親日反民族行為調査の基本計画は以下の三点に集約できる。

- 1)分野別関連団体、個人に対する調査範囲設定および基礎研究。
- 2 関連資料の収集および調査対象者選定基準の分析。
- 3)親日反民族行為調査に活用する必須資料のデータベース化。

現在(2007年11月時点)までの調査進行状況は以下表 2-3 のとおりである。

【表 2-3: 親日反民族行為真相究明委員会調査状況

(出典: 親日反民族行為真相究明委員会 2007 年度調査報告書より筆者作成)】

区分	調査対象者選定審議		調査対象者選定		親日反民族行為決定審議 (07.7~9)	親日反民族行為決定(最終)
	06.8~11	06.12~07.9	06.8~11	06.12~07.9		
調査 1 班	11	104	10	98	102	100
調査 2 班	15	61	13	59	69	65
調査 3 班	3	33	3	28	24	19
調査 4 班	-	19	-	15	11	11
合計	29	217	26	200	206	195
	246		226			

調査対象者の選定と親日反民族行為決定審議の期間は本報告書収録対象人物を基準に各期間を明示して集計したものである。調査対象者の選定審議で 246 名だった対象者数は審議の結果、226 名の調査対象者選定となり、補完 5 名、保留 1 名、延期 1 名、棄却 13 名と判定された。これら 226 名のうち、20 名は現在調査が進行中のため、異議申請にむけた

通知、公告の準備中である。親日反民族行為決定審議対象となった 206 名は審議の結果、親日反民族行為最終決定が 192 名、決定保留が 3 名、棄却が 4 名と判定された。残りの 7 名のうち 6 名は親日反民族行為決定事実を通知した結果、「受取人不在」もしくは「住所不明」として戻り、現在公告準備中である。残りの 1 名は決定理由所を修正、再通知し、まだ異議申請期間の満了ができていない。

親日反民族行為が最終決定された 195 名には、先述の 192 名以外に前年度に決定されて利害関係人に通知したが「受取人未居住」として通知書が戻ってしまった송변준 (ソンビョンジュン)・이두황 (イドゥフアン)・이지용 (イジョン) の 3 名が含まれている。195 名の親日反民族行為決定事実に対して通知・公告をして異議申請を受け付けた結果、12 件の異議申請が確認された。これは親族や利害関係者から申請されたものであると予想されるが、報告書によるとこれに対する審議の結果 12 件すべてが棄却された(以下表 2-4 参照)。

【表 2-4:親日反民族行為決定窓口及び異議申請処理(2007 年 11 月末現在)

(出典: 親日反民族行為真相究明委員会 2007 年度調査報告書)

窓口	異議申請	異議申請処理の結果			備考
		棄却	引用	却下	
2	12	12	—	—	—

さらに当委員会は国民からの情報の提供、国民からの請願も受け付けており、総 50 件の一般情報提供と請願が受け付けられ処理された。親日反民族行為決定以前の段階である調査対象者選定に対する異議申請は 18 件確認された。うち박이양 (パクイヤン) , 박희양 (パクヒヤン) , 송지현 (ソンジホン) , 홍충현 (ホンチュンヒン) (以上第 36 次委員会、2007 年 5 月 21 日)、이재완 (イジェワン) , 조희연 (ジョヒョン) , 박승봉 (パクスンボン) , 이건춘 (イゴンチュン) (以上第 37 次委員会、6 月 4 日)、조성근 (チョソングン) (第 40 次委員会、7 月 23 日)、민영린 (ミンヨンリン) , 윤정현 (ユンジョンヒョン) , 현은 (ヒョンウン) (以上第 41 次委員会、8 月 13 日)민영휘 (ミンヨンフイ) , 이웅준 (イウンジュン) (以上、第 42 次委員会、9 月 1 日)をはじめとする 17 名は委員会審議結果棄却された。その他一件の異議申請は異議申請所の膨大な資料に対する綿密な調査によって保留決定がなされた。

(以下表 2-5 参照)

【表 2-5:調査対象者選定窓口及び異議申請処理 (2007 年 11 月末現在)

(出典: 親日反民族行為真相究明委員会 2007 年度調査報告書)

窓口	異議申請	異議申請処理の結果			備考
		棄却	引用	却下	
15	18	17	—	—	1 件保留

委員会発足後 3 年の活動を経てまとめられた調査報告書において「親日反民族者」として決定された 195 名のリストを属性別に整理すると以下のとおりである(表 2-6 参照)。さ

らに報告書には決定者の個別決定理由書が収録されている。各人の名前、性別、生年月日、本籍、年代別主要経歴、調査内容、そして最後に判断理由が記載されており、膨大な資料から集められた情報がまとめられている。今後調査はさらに拡大し調査結果のデータベース化、さらには博物館の建立も計画されている。

【表 2-6 :最終親日反民族決定者の属性一覧 (2007 年 11 月末現在)

(出典: 親日反民族行為真相究明委員会 2007 年度調査報告書より筆者作成)

政治部門	統治機構部門	経済社会部門	文化部門	海外部門
売国	官僚	経済	学術	中国
爵位	司法	教育	言論	日本
中枢院	軍人・憲兵	政治・社会团体	宗教	
	警察・密偵			

第 2 節 民間における清算活動

1) 民族問題研究所、親日人名辞典

1991 年反民族問題研究所は林鐘国の親日派研究を受け継ぐ形で発足した。創立宣言文には「屈折した近現代史の展開は外勢によってのみならず、民族の名で断罪されなければならない反民族者によってももたらされた。親日行為の構造と実態を追及し、民族精気を確立する」という設立の目的が述べられている⁴⁶。1989 年に亡くなった林鐘国が計画していた『親日派叢書』全 10 巻と『親日派人名辞典』の出版遺志を受け継いだ。その後 1995 年に社団法人民族問題研究所となり、2001 年には統一時代民族文化財団を別団体として発足させ、親日人名辞典編纂委員会が設立された。編纂委員会が創立されるが外部からの圧迫と妨害により関連予算 5 億ウォンが国会で削減される。ここで委員会が崩壊しなかったのは国民の寄付による力が大きい。数万人の国民がたったの 3 週間で 7 億ウォンを超える募金を集め、当委員会の創設と活動の継続に貢献した。2000 年から金大中政権が力を入れた IT 革命以降、韓国ではインターネットを通じた市民の力がますます大きくなっている。募金の呼びかけが一人のネチズン⁴⁷によって開始されたのもそのようなインターネット網での市民の結束力を反映している。

親日人名辞典編纂委員会は 2005 年 8 月に親日人名辞典収録予定者第一次名簿(3095 名)を発表し、2008 年 4 月 29 日さらに 1686 人を追加した第二次収録予定者名簿(4776 名)を

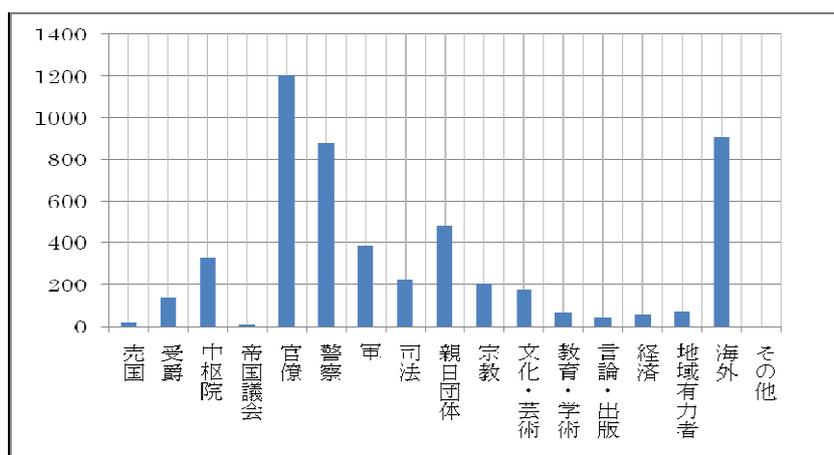
⁴⁶ 民族問題研究所ホームページ内の設立宣言書。<http://www.minjok.or.kr/kimson/home/minjok/> (最終閲覧日 2008 年 1 月 4 日)。

⁴⁷ 辞典「大辞泉」によれば、ネチズンとは network+citizen から、コンピューターネットワークを使いこなし、電子空間の中で活動する人々を意味する。

発表した。委員会の趣旨によると、親日人名事典とは日本の植民地期に朝鮮半島の侵略を支持、賞讃して民族の独立を妨害または遅延させ、各種の収奪行為と強制動員に先頭に立って協力した者の行為を記録する人物事典である⁴⁸。そして該当人物の具体的な反民族行為と解放以降の主要経歴などが記録される。選定に当たっては、各種学術討論会や公聴会などの開催、学会や市民社会の検証を経て公平かつ客観的な選定基準を提示することが掲げられているが、基準の範囲があまりにも広範囲である。しかし本研究所の規模と予算を見る限り、政府の清算事業とは異なる方法と分析ツールで民間における「親日派」清算の活動が90年代以降活発化していることが推測できる。

収録予定者の第一次名簿から第二次名簿にかけて3年弱の間に1686人も的人数が増加している。一次名簿は主に総督府に属していた官僚などが対象の主になったが、2次名簿では追加調査として「親日容疑者」と「地方の親日人事」、文化人を含んでいる点が特徴的である。中国満州とロシア、日本など海外で活動した人物や文化芸術家たちも多く追加された。文化芸術系は特に大衆に及ぶ波及効果が他分野に比べて大きいという理由で厳しく審査された⁴⁹。

【表 2-7:第 2 次収録予定者人名辞典の人数の属性内訳 (出典:「朝鮮日報」より筆者作成)】



親日人名辞典掲載予定者名簿の属性を表にしたものが表 2-7 である。官僚が圧倒的に多数を占める点是不変である。文化芸術・教育・言論といった明確な職位をもたない人物の「親日派」特定は非常に困難である。この名簿の中には言論教育分野において現在でも記念事業が行われ、国内外で広く賞賛されている人々も含まれている。たとえば朝鮮文学の祖と言われた李光洙や、韓国女子高等教育の指導者とも言われる金活蘭である。親日人名辞典に対しては韓国社会の反応も二分化している。親日人名辞典編集委員会の現委員長である윤경로 (ユンギョンロ) 漢城大学の学長は人名辞典の編纂意義について、「外因論を強調することも重要だが、民族内部の葛藤と矛盾についても言及しなければならない。つまり植民地歴史の裏には我々内部の民族問題もあったということを告白することにより、内

⁴⁸ 同上、民族問題研究所ホームページ。

⁴⁹ 「民族 21」巻頭インタビュー (韓国: 2008 年 4 月)。

外的認識を同時にもつ視覚を養うことが重要である」と強調している⁵⁰。文化芸術、教育言論分野に関しては今後もさらに辞典掲載者が増加していくことが予想される。

2) 日帝協力団体辞典

実際に親日人名辞典編纂委員会が発刊して社会に出た辞典は、2004年の「日帝協力団体辞典—国内中央編—」である。総督府と関わりのあった350余りの団体と民間協力団体が収録されており、各団体の沿革、性格、主要活動、事業内容、構成員などが詳細にまとめられている。また、これらの団体に属した者を「親日派」とし、団体に加担した何万人という人々を索引で整理している。ここでは李完用、李光洙、金活蘭の3人のケースを取り上げることとする。委員会ではこれらの団体に所属した者を「親日派」として規定しており、上記3人もこのような文脈から「親日派」として挙げられている。

【表 2-8: 李完用、李光洙、金活蘭の所属団体一覧 (出典: 「日帝協力団体辞典」より筆者作成)】

名前	団体属性	所属団体
李完用	政治・社会	일진회 一進会(1904.8~1910.9)
		대동학회 大東学会(1907.2~1909.10)
		국시유세단 国是遊説団(1909.7~1910.9)
		대한여자흥학회 大韓女子興学会(1908~?)
		일본관광단(1) 日本觀光団 (1909.3~1909.10)
		한국왕실정부대표이등박문조례단 韓國王室政府代表伊藤博文吊禮団 (1909.10~1909.11)
		관민추도회 官民追悼会 (1909. 11)
		동아찬영회 東亞讚英会(1909.11~?)
		국민연설회 國民演説会(1909.12~1910.9)
		정우회 政友会(1910.3~1910.9)
		일본관광단(1) 日本觀光団 (1910.4~1910.5)
		다정실업친목회 大正実業親睦会(1916.12~?)
		조선구락부 朝鮮俱樂部(1921.2~)
		국민공진회 國民共進会(1921.4~1923)
	經濟	조선농회 朝鮮農會(1910.9~)
	教育・言論	동아개진교육회 東亞開進教育會(1905.5~1908.8)
		대한신문사 大韓新聞社(1907.7~1910.9)
사사신문사 時事新聞社 (1909.12~?)		
宗教	숭종회 崇宗會(1909.6~?)	

⁵⁰ 同上。

	단체	불교진흥회佛敎振興會(1914.11~1917)
		불교옹호회佛敎擁護會(1917.2~?)
		조선불교단朝鮮佛敎團(1920年代初~)
	文化・芸術	조선서화미술회 朝鮮書畫美術會(1912.6~1920.6)
李光洙	政治・社会	황도학회 皇道學會(1940.12~?)
		조선임전보국단朝鮮臨戰報國軍(1941.10~1942.10)
		대동동맹大和同盟(1945.2~1945.8)
		대의당大義黨(1945.7~1945.8)
		선배격려단先輩激勵團(創立時期不明)
	教育・言論	신시대사新時代社(1941.1~1945.2)
		조선언론보국회朝鮮言論報國會(1941.11~1945.8)
		조선문예회朝鮮文藝會(1937.5~1938.6)
		조선문인협회朝鮮文人協會(1939.10~1943.4)
		조선예술상朝鮮藝術賞(1940~1945)
		국민연극연구國民演劇研究所(1941.3~?)
		대동아문학자대회大東亞文學者大會(1942.11~1945)
		조선문인보국회朝鮮文人報國會(1943.4~1945.8)
金活蘭	政治・社会	조선부인문제연구회朝鮮婦人問題研究所(1937.1~?)
		애국금차회愛國金釵會(1937.8~?)
		국민정신총동원조선연맹國民精神總動員朝鮮連盟(1938.6~1940.10)
		국민총력조선연맹國民總力朝鮮連盟(1940.10~1945.7)
		전위여성격려대前衛女性激勵隊(1941.9~?)
		조선임전보국단朝鮮臨戰報國軍(1941.10~1942.10)
	教育・言論	애국자녀단愛國子女團(1937.6~1942.5)
		조선언론보국회朝鮮言論報國會(1941.11~1945.8)
	宗教	조선기독교연합회朝鮮基督教聯合會(1938.5~?)
	文化・芸術	조선연극문화협회朝鮮演劇文化協會(1942.7~1945.8)

「日帝協力団体辞典」は、日本の総督府関連団体のリストであるだけでなく特定の個人を「親日派」として裏付けるためのリストでもある。しかし本辞典によって、単純な所属団体の名前や団体内部での職位だけを切り取り、個人を「親日反民族行為者」と断定することには限界がある。なぜなら文化活動及び経済活動が、総督府の一定の支援を得なければ成立しなかったという社会的状況や、日本人企業家による投資なくしては会社を作ることができなかったという背景を全く考慮していないからである。政治的裁断ではとらえきれない植民地下の状況や、その中で生き残るための葛藤と試行錯誤を重ねた朝鮮人エリ

ートの生活と思想を分析する必要があるだろう。

第3節 1945年と現在の運動の比較

このように第2章では2000年以降再興する「親日派」清算の現状を見てきたが、1948年の解放直後の「親日派」清算が頓挫した後、なぜ今再びこのような動きが議論の注目を集めているのか。続いて、1949年の瓦解から2000年以降までの空白の時間に何が変わり、何が変わらなかったのかについて検討する。

1948年の反民特委が瓦解して以降韓国において、1949年に反民特委に関する資料的性格の本が刊行されただけで50年代60年代には反民特委に対する簡単な紹介さえ社会にでてこなかった。反民特委に対する研究が少しずつ表れるのは1970年代のことである。イガンスの指摘は、日韓関係の動きと韓国国内の動きの両面の要因を的確にとらえている。まず1960年代の日韓会談を契機に親日派・反民特委の研究が始まった。当時日韓会談は、韓国にとって日本の新軍国主義化と理解されており、朝鮮を植民地化した江華島条約と重なって受け止められた。そうした中で70年代からの反民特委の研究は、韓国現代史における親日派・反民特委問題の重要性を主張した。

80年代には朴正熙政権の崩壊、光州民主化運動、6月民主抗争などの民主化とともに反民特委研究も高まり、この時期の研究は反民特委に対する全般的な事実を整理したものが多かった。認識の側面でも反民特委瓦解の理由を米軍政の対韓政策として指摘するなど、反民特委と米軍政の対親日派政策を連関させる見解も生まれた⁵¹。反民特委に対する分析的研究は90年代から本格的になった。90年からようやく、解放直後の韓国社会に対する新しい分析方法が試みられ、反民特委関連資料が発掘されながらその基盤がつくられた。

盧武鉉政府による法律立案と1948年「反民族行為特別調査委員会」を比較すると、まず事業目的の変容があげられる。1948年当時反民族特別法を反対する動きは、「反共産・反民主主義」が議論の中心であった。つまり反民特委は日本をその直接の敵対者としてみているのではなく、共産主義者をその最大の敵対者としてみなしていたといえよう。李承晩の主導による反民特委の弱体化や、「反共救国決起大会及び政権移譲祝賀国民大会」が、反民者処罰反対集会を反共産主義集会として開催していたことにあらわれている⁵²。しかし2004年度からの親日清算は、親日問題それ自体を政争の具として扱っている点が否めない。盧武鉉政権による親日清算関連の法律は、まず次期大統領選候補として挙げられていた朴槿恵ハンナラ党総裁の政治的な足場を崩すことがその目的の一つであった。朴槿恵は日本の植民地時代「親日派」とされる朴正熙元大統領の娘であり、「親日圏」は政界から追放されるべきだという方向に世論を持っていくことを狙ったのではないかとの見解が強い。現に政府与野党では親日反民族特別法の改正案の提示に関し、「親日派」の規定をめぐって激

⁵¹ イガンス,前掲 18頁。

⁵² 全成坤「戦後、韓国の「親日」から歴史を再審する」『情況』(東京:情況出版社、2005年6月号)77頁。

しい論争が繰り広げられた。与党ウリ党は日本との関係を考慮し、「親日」を「対日協力者」という呼称に直すことを発表した。ウリ党が職位や地位によって対日協力者を規定することに対し、ハンナラ党は具体的な反逆行為がなければ親日派規定にはならないとしている。（以下表 2-9 参照。）

【表 2-9：「親日派」規定に対する与野党の立場の違い

（出典：全成坤「戦後韓国の「親日」から歴史を再審する」脚注参照（『朝鮮日報』2004年9月8日）

ウリ党	現行法	ハンナラ等
少尉以上の将校・地方警察署長以上・君主以外の文官	中佐以上の将校・高等文官以上の官吏・憲兵分隊長・警察幹部	少尉以上の将校・憲兵及び警察全員・東洋拓殖会社/拓殖銀行の中央及び地方幹部

さらに延世大学の柳錫春教授の解釈を借りるならば以下のように考えることも可能である⁵³。解放直後の「親日派」問題に対する評価は「妥協論」と「清算論」という二つの方向から進められてきた。妥協論は、解放後の建国過程において必要な人的資源を柔軟かつ弾力的に適用しようとする立場である。一方清算論は「親日派」を、決して新しい国家建設に参加させるべきではないとする立場である。解放直後は後者が有力であり、「ノウハウ」は副次的な資質でしかなく、本質的に重要なことは民族的プライドであった。それが60年たった現在ではこのような二つの立場が「植民地近代化論」と「植民地収奪論」という新しい形でアカデミズムの主導権を争っている。植民地支配を経て朝鮮半島は産業化が進展したと捉えて、植民地支配に一定の評価を与える植民地近代化論と、資本主義の発展が収奪を目的として進められたと解釈する植民地収奪論はそれぞれ対極の論理である。

この空白の60年間において最大の転換点となったのは民主化である。民主化以前は、反共と経済発展に貢献するのであれば「親日派」を登用せざるを得ない「妥協論」が支配していた。しかし80年代の民主化運動と87年の民主化宣言、さらに90年代の冷戦の終焉と93年の金泳三政権の樹立に伴い、韓国社会はふたたび「正しい歴史づくり」に目覚めるのである。金泳三政権は軍部政権から文民政府への転換期であり、彼の先駆け事業として1995年には旧朝鮮総督府庁舎が取り壊され撤去された。産業化と経済発展に伴い自信を持った韓国国民は言論の自由が確保される社会で「民族」を意識する作業により力を注ぐようになった。また市民団体の台頭と成長により政府が市民の声を無視することができなくなったという変化もあげられるだろう。90年代以降になって初めて公に出てきた従軍慰安婦問題もこうした状況の下で現れ、個人が政府に賠償を求める動きにまで発展した。政府は外交資料の公開を求められ、植民地にかかわる莫大な情報のデータベース化に追われている。インターネットの影響力が最も強い国の一つと言われる韓国において、市民団体やネット上のコミュニティは政府にとって恐るべき対象の一つとなった。

⁵³ 柳錫春「植民支配の多様性と脱植民地の展開：韓国を中心に」『日韓ミレニアムフォーラム2003年報告書』（ソウル：延世大学東西問題研究所、2003年）272-273頁。

第3章 「親日派」の再定義

1章及び2章では、解放後現在までの韓国において「親日派」が社会の中でどのように捉えられてきたかを政策中心に見てきた。しかし親日派問題を検討するにあたり、「親日派」ラベルの出生について検討しなければならない。「親日派」と呼ばれる人々が当時如何なる背景を経て「親日派」と呼ばれるに至ったのか分析する。組織活動や言動を今日的意味だけで批判するのは狭量であり、彼らがどのように行動して何を言ったかだけを取り上げるのではなく、なぜそうせざるを得なかったのかについても同時に考えなければ真の歴史解釈にはならないだろう。第一節では日本による植民地政策の下での朝鮮人の人々の行動関係について分析する。

第1節 植民地構造の下での朝鮮人の人々の行動

1) 統治の特徴による時期区分と「親日派」の属性

日本の朝鮮植民地統治をその特色によって三期に分類することができる。第一期は明治43(1910)年の日韓併合から、大正8(1919)年の三一独立運動までの「武断統治期」である。第二期は昭和6(1931)年までの「文化統治期」であり、第三期は昭和20(1945)年日本が降伏を告げられるまでの「大陸兵站基地化期」である⁵⁴。

日本当局による親日派育成の動きは1880年末ころから始まったが、本格化するのは1920年頃からである。それまでの不安定な統治下においては親日派育成のための条件が未完成であった。1905年の保護下政策以前から日本は朝鮮の開化系知識人への接触を試みていたが、当時朝鮮の保護国化、併合直後の支配政策の下では彼らを日本の体制に取り込めない制約条件が存在した。制約の一点目は儒者の存在力である。日本の政策とは反対に、外界と遮断された朝鮮には儒教型知識人が多かったため、西洋型近代化を好む勢力は脆弱であった。二点目には統監の権力が不安定であったことが挙げられる。特に保護統治の下での伊東博文と、山縣有朋や陸軍との内部衝突もその統率力を強化することのできなかつた一因である。

⁵⁴第一期「武断統治期」の特色は植民地化推進、陸軍による「政治的独立領域」の形成時期である。憲兵による全土の監視・治安維持及び独立運動の弾圧、言論取締と教育による民族文化の抹殺。独立運動を受けて政策を転換した続く第二期の「文化統治期」は、前期における「同化政策」、後期における「社会政策」に分類できる。この時期は「親日派」育成による民族分断、産米増殖計画による農民収奪、工業化による日本資本進出と民族産業抑圧、民族運動抑圧などが進められた。「内地準拠主義」による朝鮮人の官僚登用もこの時期から本格化した。第三期のいわゆる「大陸兵站基地化期」には、強行的な“皇民化政策”が進められ、創氏改名による民族抹殺、取締強化による民族運動弾圧によって朝鮮人民族意識の戦争遂行への誘導を日本当局は意図した。

1918年1月 Wilson による「民族自決主義」宣言以降、新生独立国は次々と独立を遂げた。しかし日本の植民地下にあった朝鮮は海外からの情報が遮断されていたため、米国、上海、日本に留学していた人々を中心に独立宣言書の作成、独立運動へと結びつく。彼らは海外の情勢に触れ、民族自決に早くから動き出し、朝鮮内部へとその活動を知らせる働きをした。また、独立運動以降、主導勢力の一部はロシアや満州、上海、米国などへ渡り、日韓併合前後に既に海外に出た愛国志士とともに臨時政府と独立運動団体結成の動きをはじめた。

植民地統治政策は時代の統監と状況によって変化するが、第二期の「文化統治期」においては多少の言論の自由を朝鮮人は持つようになる。「東亜日報」や「朝鮮日報」といった民間新聞と雑誌の刊行が可能になったことに鑑み、記者たちは朝鮮内部の実情を他国に知らせ、独立支援要請を働きかけるも、日米の思惑によって朝鮮半島問題は国際問題の場で取り上げられることはなかった。そこで民族主義者たちは自然な実力養成以外に、独立の方法はないという考えに至り、実力養成論が浮上する。日本総督府は当初これを反日運動として弾圧する。この時代に刊行を許可された二つの新聞の役割は大きく、民族意識を高揚する文化事業を組織的に推進した。

一方第三期に突入し日本は皇民化政策を展開していく中で、朝鮮民族のアイデンティティを完全に消滅する方向へと進んでいく。31年からの南次郎の総督赴任は、19年以來の「文化政治」の終焉を意味し、中国大陸への日本軍の活動を支える「大陸兵站基地としての朝鮮」建設に代わる政策をとるようになる。日本側は民族主義運動を誘発することを避ける方針をとったにもかかわらず、軍政の目的、とりわけ「人的・物的資源」の確保をはかるため、民族主義者に対し「アメとムチ」の併用を行使していく。解放後「親日派」と呼ばれるに至る人々は、この皇民化政策への加担の有無によっても選別されていたのではないだろうか。朝鮮人を日本の戦争に動員するための一連の政策を推し進めた 31~45年の時期こそ、「親日派」ラベルが最も多く発生する契機となる時期であったと考える説もある⁵⁵。

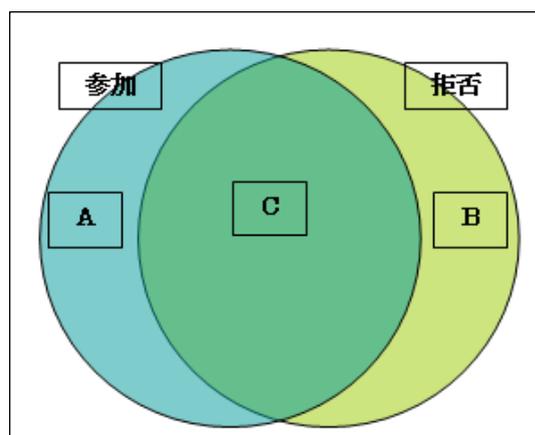
2) 「参加」と「拒否」の二分法の限界

強大な異民族支配化に組み込まれた植民地の人々、とりわけ政治指導者、知識人にとって、「抵抗」と「協力」は決して二者択一のものではありえない。彼らにとっての協力とは戦略戦術的なものであり、面従腹背的なものである⁵⁶。ここで、植民地の人々がとりうる行動について分析を行う。

⁵⁵ 高崎宗司「朝鮮の親日派—緑旗連盟で活動した朝鮮人たち」大江志乃夫、他『近代日本と植民地6 抵抗と屈従』（東京：岩波書店、2005年）125頁。

⁵⁶ 前掲、『近代日本と植民地6 抵抗と屈従』.xi頁。

【図 3-1：日本当局の政策に対する
朝鮮の人々の行動（筆者作成）】



右図は、日本当局の植民地政策に対する朝鮮の人々の行動パターンを参加と拒否、その中間に存在し両領域を右往左往した人々をあらわしたものである。既存の研究では、日本当局への協力を拒否し、一貫して民族抵抗運動を行った人々（**B**）、日本当局への協力に参加した人々（**A**）、拒否と参加の両領域を右往左往した人々（**C**）という分類で静的に捉える傾向にあった。しかし **C** の部分にいた人々、すなわち参加と拒否の領域を行ったり来たりした人々を動的にとらえる必要がある。**B** のように、協力を一貫して拒否し最後まで独立運動を貫いた人々には両班や儒生が多く、その中でも爵位や恩賜金を拒絶し、自殺をもって日本の植民地支配に抵抗した例も少なくない⁵⁷。一方で **C** の部分に該当する、抵抗と協力を流動した人々はいわゆる「親日派」「対日協力者」とは異なる「もう一つの民族主義者」として捉えることが可能ではないだろうか⁵⁸。朝鮮の独立という目的達成のために手段を転換する、すなわち植民地権力に参加することで民族の生存と利益を図ろうとする民族運動の一形態があったといえよう。

しかしこれらの行動パターンは明瞭に分類できるものではない。朝鮮人知識層の転向は二段階を経て生じる。1) 植民地体制に対して外部からの打倒・挑戦を試みた人々は「無謀」と「非現実性」といった限界を知る。2) 日本当局は、彼らに植民地体制内部での「改革」への参加を与えることで当局体制内に取り入れる。日本当局の戦略は、これを本人の回心による主体的な選択となるように誘導することであった。転向によって抵抗分子には体制内に「適切な」地位を付与して軟着陸させる方法がとられた。彼らは「拒否」から「参加」へと転換を経ながらも、意識の面では先駆者としてのアイデンティティ確保が可能になったが、自己正当化の機制の裏で自己嫌悪に苛まれる知識人が少なくなかった⁵⁹。つまり日本の戦略は、上からの支配の強制性よりも民衆や大衆の自発的同意を促すメカニズムを作り上げたともいえる。「親日派」とされる彼らが、当初の「朝鮮独立」という目的を掲げながらもその達成手段を変えていったと考えることは、彼らを庇護するつもりではない。それが彼らにとって生き残るための術であったと考えるからである。

現在韓国国内で「親日派」として弾劾される人々を、先述の統治期の区分と照らし

⁵⁷ 閔泳煥(侍従武官長陸軍副将)・趙秉世(特進官)・洪万植・李相尚・李漢応など。男爵拒否は金奭鎮。

⁵⁸ 尹東海はこれを「灰色地帯」、グレーゾーンという概念を用いて解明する。尹東海「植民地認識の『グレーゾーン』一日帝下の『公共性』と規律権力」『現代思想』特集（東京：青土社、2002年5月号）。

⁵⁹ 知識人の転向問題に関しては、並木真人「植民地公共性と朝鮮社会—植民地後半期を中心に」（慶応義塾出版会、2008年）を参照。

合わせて時系列的に見ることができる⁶⁰。言い換えれば、「親日派」の属性が統治後期へ進むにつれ多様性を帯びていくことがわかる。尹海東は、親日という概念を「協力」という概念に取り換えて理解する必要があるとした上で、協力という概念は支配体制または支配戦略との連関の中でのみ試行しうる概念であると指摘する⁶¹。

第2節 第一統治期における「親日派」

1) 第一統治期における「親日派」—政治部門(官僚・朝鮮貴族)

第一期統治期(1910年~1919年)の「親日派」対象は朝鮮貴族と朝鮮総督府中枢院議官が中心である。この時期の活動経歴が「親日派」ラベルの要因となった人々は、主に政治部門所属であることがわかる。近年の親日反民族行為真相究明委員会調査報告書によれば、この時期の政治部門対象者の分類としては主に売国、爵位、中枢院が、また統治機構部門対象者の分類としては官僚があげられる⁶²。「日帝強占下反民族行為真相究明に関する特別法」第2条16号の規定に即し、多くの元官僚が「親日派」となったのである⁶³。この時期の「親日派」対象である総督府官僚が、如何にして「親日派」ラベルに至ったのか明らかにするために、当時の朝鮮人官僚の実態をまとめる。

1910年の「日韓併合条約」調印に伴い、それまでの国号大韓帝国は朝鮮と改められ、統監府に代わる朝鮮総督府が設立された。朝鮮総督府では、日本国内地人のみならず朝鮮人官吏の登用も拡大した。朝鮮人官吏が総督府機構に組み込まれること／排除されることは、民族問題が官僚制度や植民地社会と関係づけられ、現在の「親日派」問題に至るまで影響を与えた。以下朝鮮総督府の統計からみていくことにする。

まず次頁の図4-2からは、朝鮮総督府の官僚組織全体数が統治第三期にむけて膨張していく傾向がわかる。また1919年3・1独立運動後の「文治政治」への統治方針転換期以降急増していることがわかる。しかし登用者の数だけでは植民地支配の特質には直結しない。なぜなら、当時の組織において重要なのは官僚の数ではなく組織内の階級だからである。

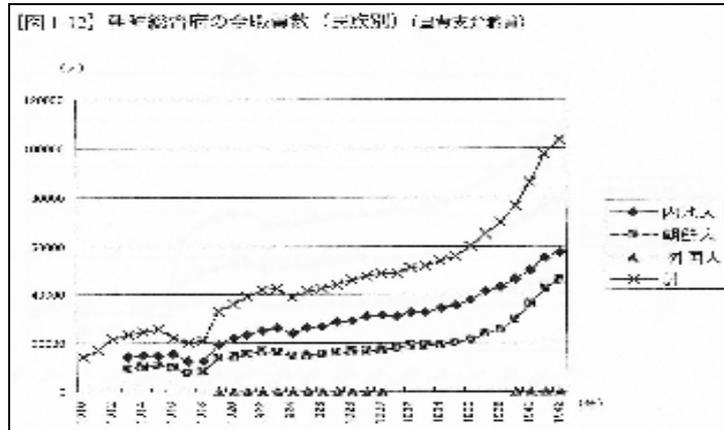
⁶⁰ “親日反民族行為真相究明委員会”も体系的な調査を進めるために、歴史的状況を前提とした時期区分に沿って調査を進行している。

⁶¹ 尹海東「植民地認識の『グレイゾーン』—日帝下の『公共性』と規律権力」『現代思想』特集（東京：青土社、2002年5月号）。

⁶² 『親日反民族行為真相究明委員会調査報告書I』（ソウル：親日反民族行為真相究明委員会、2007年）102-110頁。

⁶³ 第2条16号では“高等官以上の官吏、憲兵、または警察として罪のないわが民族の構成員を監禁、拷問、虐待するなど弾圧に積極的に前に立った行為”を親日反民族行為と規定している。（同上107頁）。

【図 3-2. 朝鮮総督府の全職員数(民族別) (国費支弁職員) 64】



各官僚の階級に注目してその数の変遷を見ていくことにする。官吏は大きく分けて高等官と判任官に分けられ、それぞれがさらに段階別に分けられる。高等官は勅任官と奏任官に分けられ、さらに勅任官は任命の形式によって親任官とその他の勅任官に分けられた。親任官は総督府の統監に当たる地位である。親任官を除く高等官は1等から9等に分けられ、1・2等は勅任官、3~9等は奏任官とされた。奏任官の下には判任官が存在し、一般的にはここまでを官吏・文官と呼ぶ。さらにこの下には雑務などを行う雇員が存在した。この階級制度が植民地支配構造の中では絶対的な意味を持っていた。

各階級における人数の変遷を分析すると、親任官・勅任官では朝鮮人はほぼ40名前後で固定的ポストとなっている。しかし本府や実務的な所属官署への任用はほとんど皆無であり、内30名は総督の諮問機関にすぎない中樞院の顧問や参議などへ配属された。または、地方庁の長官・知事のポストに常に5・6名の朝鮮人が任命された。奏任官・判任官においても朝鮮人官僚の増加は極めて抑制的で、内地人の増加が飛躍的である⁶⁵。しかし何より特徴的なのは雇員数の変遷である。総督府の下級職員である雇員においては、朝鮮人が内地人を量的に逆転する。これらの人々は通信官署、鉄道局、税務官署、専売局などへの配属がほとんどであり、全朝鮮規模で膨大な人員を要する現業職員や実務に朝鮮人雇員が増大していく。

近代的にみえる制度や規範が、実は民族差別と深く関連した“植民地主義的な近代”の産物であることが、この朝鮮人官僚の登用形態から読み取ることができる。総督府の当局では、朝鮮内の人的資源と物的資源の徴発や動員のために戦争遂行の意義を統治の末端に浸透させる必要性が生じた。朝鮮人の若年知識層は、このポスト欠員を充当する人材として統治権力から注目されたのである。しかし朝鮮社会においてこの時すでに、植民地体制に参加することが、躊躇と反発をふくみながらも「社会的地位上昇」の一つの階梯として漸次認識されつつあった。

64 岡本真希子、前掲 61頁 (『朝鮮総督府統計年報』各年度版より著者作成)。

65 岡本真希子、前掲、63頁。

当局の体制内に朝鮮人が起用されることにより発生した民族内の分裂背景には、日本当局による親日勢力の育成保護利用政策が大きくかかわっていることを見逃してはいけない。外来帝国主義者による植民地支配において、被支配民族の側にその同盟者を必要とすることは朝鮮の支配に限ったことではない。しかし日本は、1880年代から日本への留学や視察団を通じて、「親日派」の育成を一貫して政策として行ってきた。海外にでた朝鮮人は、米国や日本をはじめとする近代国家へと急ぐ国に対して目ざましい印象を受けた。それと当局の育成政策が相まって朝鮮人の日本当局への協力参加へと結びついた。

続いて官僚からのちに「朝鮮貴族」となった李完用の事例を検討する。

2) 李完用の転向

李完用(1956～1926)は、代表的な「親日派」として知られるが、彼は日本への「拒否」から「参加」へとその正反対の転換を試みた人物である。彼は1895年の閔妃暗殺事件（乙未事変）の後、同年11月28日に親日政権打倒の為のクーデターを親露派、親米派勢力の李範晋、李学均、李允用などと画策する。しかしこれが失敗に終わると、日本による反日勢力暗殺の危機を察した李完用は米国公館に逃げ込む。その後1896年に高宗がロシア公館に逃げ込む露館播遷を成功させ、親日政権を瓦解させた反日親露派の重鎮となって外部大臣（外務大臣）に就任する。この時期に学部大臣（文部大臣）、農商工部大臣と重要な地位をしめていく⁶⁶と同時に親露・親米派としての道をスタートさせる。このような親露・親米路線を重視した李完用がどのような背景をもって日本当局との接触へと変容していったのだろうか。

李完用はその知識と渡航経験で開化派を代表する重要人物であった。しかし当時、開化派の勢力は政権内で劣勢であり、改革は後退を余儀なくされる状況にあった⁶⁷。そこで登場したのが「独立協会」の創設である⁶⁸。開化派の中心人物である徐載弼と李完用が中心となって組織を作り、国の自主独立と国家の改革を主張した。しかし絶対王制を維持しようとする王朝と、既存の政権の政策や王朝に対して批判をしていく協会との間には対立関係となっていき、ついに協会は国内の保守勢力に弾圧され王朝によって解散を命令された。元来王朝(高宗)に重宝されていた李完用は、王朝と協会の間で自らの居場所を見失った。しかし彼は協会側に活動の中心をおき、従来の親露的立場を捨てることになる。その後李完用は王朝によって地方に転出されることになる。しかし王朝にも協会にも浸かっていた彼は、結局協会をも追われることになる。結果として政権の中枢から失脚し、開化派の中でも威厳を喪失した。そのような彼に目をつけたのは、ほかならぬ日本の当局であった⁶⁹。韓国国

⁶⁶ 金明秀『一堂紀事』（ソウル：一同紀事出版社、1927年）530頁。

⁶⁷ 木村幹「李完用に見る韓国併合の一側面（I）」『政治経済史学』（東京：政治経済史学会、1995年第35号）11頁。

⁶⁸ 独立協会に関する研究は、姜在彦著『朝鮮の開化思想』（明石書店 1996）など多数存在する。

⁶⁹ 木村幹、前掲、13頁。

内の分裂は日本にとっては協力者を取り入れる絶好の契機となった。李完用は1901年中央に戻り、親米派の立場をとり親日勢力を圧迫するが、1904年の日露戦争を境に日本寄りの態度を取るようになる。

1905年、学部大臣だった李完用は第二次日韓協約の調印に賛成し、これを推進した。これに賛同した5大臣は韓国で「乙巳五賊」に数えられている。このころから李完用は大衆の非難的にもなっていくが、1907年韓国統監伊藤博文の推薦により内閣総理大臣に就任する。同年6月に高宗が起こしたハーグ密使事件では、日本側に立って伊藤博文統監と協力し、日本に対し反抗的な高宗皇帝に退位を迫り、ついに廃位に追いやり第三次日韓協約の成立にも重要な役割を担った。その後、1910年8月21日に韓国統監府承認のもと、韓国皇帝から全権委員に任命され、22日に韓国併合ニ関スル条約（日韓併合条約）を調印し、この事から後に「庚戌国賊」に数えられるようになる。李完用は、大日本帝国の下で伯爵の爵位を与えられ、1920年には陞爵して侯爵となった（朝鮮貴族）。1926年には大勲位菊花大綬章を授与されている（李王家以外の朝鮮人では戦前唯一の授与）。

このような彼の路線のシフト、つまり日本当局への「協力」へ揺れた背景には1883年から3年間米国への留学を経て国際派政治家として積んできた経験がある。彼はその中で近代国家への憧れと大韓帝国の将来を考えていたのではないだろうか。木村の分析によれば、李完用の選択は最も巨大な勢力には刃向かわず、妥協により解決策を模索していくという点で一貫性をもつという⁷⁰。

3) 李完用の葛藤と民族意識

では「親日派」という一言でくくられる李完用に「民族意識」が全くなかったのかについて筆者の視点から整理してみたいと思う。本論文では李完用を庇護する意図も、日本の政策を正当化する意図も毛頭ない。「親日派」として一面的に理解される彼らの根の部分にある民族主義的思いを汲み取ることで、韓国国内の分裂、ひいては日韓の歴史認識の対立に歯止めをかける一つの策を投じることができないのではないかと考えている。

彼はエリート階級の家出身ではなかったが幼少時からその才能が認められており、特に高宗に重宝された。彼にとって大きな転機となったのは、「燃少恥敏の者」の一人として、育英校院の左院学生に任命されたことであった。育英校院とは、ようやく本格化しつつあった西洋列強との外交的折衝に備えて、朝鮮側の実務官僚を育てるべく設置されたものであり、主に欧米諸語の習得を目的とした通訳官養成所であった⁷¹。新たな知識の習得と米国への渡航が彼の国際感覚を養うと同時に朝鮮の現状を憂う要因となったことが推測される。

⁷⁰ 木村幹「李完用に見る韓国併合の一側面（Ⅱ）」『政治経済史学』（東京：政治経済史学会、1995年、第352号）37頁。

⁷¹ 木村幹「李完用に見る韓国併合の一側面（Ⅰ）」『政治経済史学』（東京：政治経済史学会、1995年第351号）5頁。

李完用が1919年3・1事件の際に出した声明文には、“実力養成”という言葉が入っている⁷²。この声明文で彼は、内地人（日本人）が朝鮮人に対して抱いている優越感に対する批判や、一時的な感情によって一視同仁の司令を誤解すべきでないということを主張している。彼の主張の根源には“実力養成”が韓国の自主独立を促すという考えがあった。その目的のために、日本の要求で受け入れる部分は受け入れ、譲歩できる部分は譲歩していくという手段を巧みに使いこなしたと考えることは言い過ぎであろうか。確かに李完用が伊藤博文や高宗の支持を利用して自らの権力基盤を拡大していったことは否定できない。しかし、李完用派が一進会や急進開化派とは異なる重要な点を持つなら、それは自らの影響力をもって日本側と「取り引き」をする、という強かな姿勢が存在する、ということである⁷³。木村はまた保護条例時の李完用の次の発言から彼が日本と一定の取引を試みたと指摘する。「現在の韓国の実力では、日本に抵抗することは不可能である。抵抗が不可能なら、寧ろ、早い時期に日本と「妥協」して少しでも「我方ノ要求」を入れさせたほうがいい。これらの発言は、彼が日本という強大国を前に「参加」と「拒否」の間で選択を迷うと同時に、彼なりの「駆け引き」を持ち合わせていたとも読み取れるだろう。長い間西欧諸国に対して開国を行ってこなかった朝鮮において、列強国の力を借りて発展することは李完用にとっても、また開化派人々にとっても抵抗すべきことではなかった。それによって近代社会に適合する主権国家へと作り上げていくことが彼らの本当の目的であったと考えることも可能であろう。朝鮮の将来を考えずに単純に彼が併合を推進したとは推測できない。

第3節 第Ⅱ統治期における「親日派」

1) 第二統治期における「親日派」—文化部門(文学者・芸術者)

続く第Ⅱ統治期(1919年～1931年)の「親日派」対象は、第Ⅰ期の政治部門（朝鮮貴族と官僚）中心から、文化部門（言論、学術）や経済社会部門（経済、教育、政治社会団体）へとその属性が拡大する。背景には日本当局の朝鮮に対する統治政策の転換や、20年代から朝鮮総督府に派遣される人事の転換も影響している。たとえば1920年代に自治制を実施するという総督府の戦略と自治運動は相互作用しつつ影響力を行使していた。植民地支配勢力は協力勢力がその効果を失えば協力のパートナーを変えなければならない。3・1運動以降の親日派育成政策と地方制度改正により導入される諮問機関の設置、そして1930年代初めの地方制度改正などは協力体制のパートナーを変化させようという政策の変化過程であった⁷⁴。このように日本当局の同化政策が推進される中、当局は朝鮮人の協力体制の構築を多面的に試みる。尹はこれによって韓国人の協力体制が構造化し日常化するとし、これ

⁷² 金明秀『一堂紀事』（ソウル：一同紀事出版所、1927年）277～291頁。

⁷³ 木村幹“朝鮮/韓国における近代と民族の相克—「親日派」を通して—”9頁。

⁷⁴ 尹海東、前掲論文。

を構造的協力と指摘した。この時期における総督府の自治制実施と韓国における自治運動の相互作用は、言い換えるならば日本当局による民族同化政策と、朝鮮人によって提唱された民族改良主義や実力養成論の相互作用といえるのではないだろうか。

この時期の経済界の人々が「親日派」とされた背景は主に三つある。1)日本支配下の朝鮮経済植民地化のための主要な政策機構や国策会社で活動しつつ、朝鮮経済の侵奪に協力することになった⁷⁵。2)中枢院参議として活動した経済人。3)“内鮮融和”を目的に組織された親日団体の幹部として活動した経済人⁷⁶である。また、「親日派」の包括対象が文化部門へと拡大する背景には、文化統治期の言論規制緩和による言論や芸術の社会への普及とその影響があげられる。朝鮮人のための言論であったにもかかわらず日本当局は文化政治期における新しい政策内容である“治安維持”“広報宣伝活動”を同時に進める。3・1独立運動以降朝鮮総督府は言論を通じた政治宣伝の強化によって統治体制を維持しようと試みた。総督府は朝鮮人の新聞・雑誌発行を許可すると同時に、機関誌の育成・強化にも力を入れたため、これらの機関誌は総督府に対する協力・広報活動の役割を果たすことにもなった。朝鮮人による新聞発行も、総督府による厳しいチェック統制のもとで発刊された。続いて李光洙の事例を検討していく。

2) 李光洙と実力養成論

李光洙(1892～1950)は、近代朝鮮文学の祖として称賛される一方、民族問題研究所が編纂した「親日人名辞典」に名が挙がっている文学者でもある。彼は1905年に天道教の派遣で日本への一回目の留学をし、1907年明治学院の3年に編入した。1910年卒業後は故郷に戻り、民族運動で中心的な役割を果たした五山学校の教員となる。

1918年第一次世界大戦を北京で迎えた後再び東京に戻り、1919年2月には「朝鮮青年独立団宣言」という独立宣言書を起草した。その後彼は上海に亡命し、上海で安昌浩と共に「独立新聞」の編集に携わることになる。

「独立新聞」は、独立運動の理論を提示しつつ上海における臨時政府の活動を紹介し、国内外の独立運動の様子を伝えた。朝鮮国内での独立運動に限界を感じた愛国志士が中心となり、日本の韓国統治と中国侵略の現況を批判した⁷⁷。李光洙は創刊初期のメンバーであり、1919年3・1独立運動以降民族指導者たちが臨時政府の樹立を進めたころの中心人物であった。創刊動機は、3・1運動の様子と韓国独立の当為性、日本当局の蛮行を国内外の人事に知らせるためであった。主筆(編集局長)であった李光洙は、臨時政府が組織されるや

⁷⁵ 1920年代に日帝の経済政策の方向を樹立し、産米増殖計画の実施を推進した代表的な経済機構は産業調査委員会であり、その実行機構は国策会社である朝鮮土地改良株式会社であった。(『親日反民族行為真相究明委員会調査報告書Ⅰ』ソウル 親日反民族行為真相究明委員会 2007年 119頁)。

⁷⁶ 日本の植民地化において経済人でありながらも中枢院の参議として活動していた人々も存在した。(同上 120頁)。

⁷⁷ 『独立新聞』(ソウル：国史編纂委員会)。

否や 1919 年 7 月 2 日から、9 月 23 日まで当時の内務省長安昌浩とともに『韓日関係史料集』の編纂および印刷に取り組んだ⁷⁸。この史料集は国際連盟に提出する参考資料を目的として編纂され、このような活動から彼の朝鮮民族主義者としての強い独立願望を知ることができる。

その後当局による植民地支配の第二期「文化政治」期に入り、資本主義的な文明化の「実力養成」を志向する「文化運動」「自治運動」が台頭する⁷⁹。李光洙は 1923 年に上海から帰国し「東亜日報」の編集局長として大衆向けの文筆活動を続ける。彼は 1928 年の文章「若き朝鮮人の願望」の中で、自己の意志による服従は自由であることを解き、最強の力を出すためには最大の服従を要すると主張した。これを実力養成論と重ねて解釈するならば、朝鮮が最強の力となるためには、日本に対する最大の服従をも要すると解釈することができるであろう。さらに 1931 年満州事変後に執筆した『東光』の中の「力の再認識」では、朝鮮を「今日は力を育てる日」と表現した。このような李光洙に対する韓国の民族主義歴史学の批判は、彼らの改良主義的な実力養成論は日本帝国主義の民族改良運動と違いがなく、つまるところ日本当局の民族分裂策に利用されるか、官製運動に吸収されたということになる⁸⁰。しかしながらそれは一面的な視覚によって解釈されたものであり、「文明化」という目的の下で彼ら文学者が主張する妥協の意味を深く読みとる必要がある。

日本当局の秩序の下にあった彼らにとって、協力に参加することは生きていく行為そのものであった。李光洙は著書の中で以下のように記している。

日本政府に税金を納め、戸籍をもち、法律に服従し、日の丸を掛けて、皇国臣民誓詞を詠み、神社に参拝し、国防現金を献納し、官公立学校に子女を通わせたことがすべて日本への協力である。より厳格に言うと、死なずに生きていることも協力である。なぜなら、彼が協力しなかったら、もう死んだか獄に入ったからであろうからである⁸¹。（『私の告白』）

李光洙は大正デモクラシーの時代に帝国主義の武力統治を否定し、近代国家の主体として成長すべき文化的な国民像を想定する。河の言葉を借りれば、民族改造への意思は植民地知識人による「国家なき」国家建設運動の一環であったのだ⁸²。さらに解放後 1948 年には「愛の道」「人生の喜び」「わが国」などの「愛国」的な言説を書き記していた。あくまでも朝鮮人の生存のためにみずからを「時局の犠牲」にして日本帝国主義に「協力」したと告白する⁸³。

78 「史料編纂終了」『獨立新聞』大韓民国元年[1919年]9月19日。

79 趙寛子『植民地朝鮮／帝国日本の文化連環—ナショナリズムと反復する植民地主義—』（東京：有志舎 2007年）32頁。

80 イミョンワ『民族抹殺期の日帝の皇民化政策と、民族主義者たちの変節と協力の論理』（ソウル：民族問題研究所、1997年）175-177頁。

81 李光洙「私の告白」（ソウル：1984年）284頁。

82 河かおる「植民地朝鮮における同友会—植民地ナショナリズムについての一考察」『朝鮮史研究会論文集 38集』（東京：極東書店、1998年）158頁。

83 前掲、趙寛子、52頁。

大正13年(1924年)1月2日から東亜日報に連載された論説「民族的経論」の第二回の寄稿で李光洙は、朝鮮民族の政治的生活の貧弱さについて指摘している⁸⁴。朝鮮民族に現在政治的生活がないことを危惧しながらも、その原因を二点指摘している。ひとつは日本が韓国を併合して朝鮮人のすべての政治的活動を禁止したことによる崩壊、もう一点は日本政府が独立運動さえも封じ込める強烈的な介入をしたことによる要因である。彼はこのような国内状況の限界を察知し、海外での秘密結社的活動に力をいれたのである。さらに同日の記事で、「その政治的結社の最高または最後の目的は何かといえば、政治的結社によってすべての問題を自ら決定することである」と述べている。彼は連載した「民族的経論」(1)～(5)において、政治的結社と運動、産業的結社と運動、教育的結社と運動を中心に国の発展に必要な要素を説いている。特に教育に関してはその就学率の低さを数値で表し、それを民族の最も基本的な問題であるとしている。教育問題の解決がされない限り他の諸問題、即ち政治問題、経済問題、社会問題などの解決はもたらされないと主張した⁸⁵。彼がこの連載を通じて社会に発信したかったことは、政治的結社と産業的結社と教育的結社が朝鮮民族を救済する三位一体の方策であるということであり、この三つは切り離すことのできない循環作用であるということだ。たとえば政治的結社と産業的結社の活動には知識が必要であり、知識の普及には教育が必要である。特に彼は朝鮮民衆の大部分を占める農民の就学率の低さを危惧し、知識習得の機会が与えられることを早急に考えていた。

林鐘国は、民族改良について次のように批判する。

日帝下（日本の植民地下—筆者注）での自治運動は民族運動でも独立運動でもなく、日帝の掌に踊る隷属的妥協運動にすぎなかった。これは、急進、暴力の非妥協運動を前進、合法的妥協運動へと誘導、変質させることによって独立戦線を分裂弱体化させようという高次元の政治謀略なのであった⁸⁶。

このように日本当局による植民地政策を円滑に進めるための民族改良政策が、知識人たちが導き出した実力養成論と相まって批判の種となったのである。

李光洙は二度にわたる日本留学と上海での独立運動を通じて、朝鮮独立の目的を表面には出さない形で維持しつつも、その達成手段を転換させながら過ごしていったと考えることができる。彼の文章が一面的にのみ解釈されると、対日協力者としての「親日派」の問題だけが取り上げられる。彼の論理が、総督府の政策と民族主義との間で折り重なる形で重層化したというプロセスを読み解いていくと、支配イデオロギーへの参加と拒否という二つの幅を行き来しつつ葛藤と試行錯誤を重ねた痕跡を拾い上げることができる。

84 「民族的経論（二）」『東亜日報』大正13年1月3日。

85 「民族的経論（四）」『東亜日報』大正13年1月5日。

86 林鐘国、前掲『親日派』152頁。

3) 小説作品からみる李光洙の思想

李光洙に対する論議は対極の間で捉えられてきた。民族主義者または愛国者と賞賛される一方、民族反逆者としてみなされることもある。偉大な文豪、小説家、文筆家と賞賛されるかと思えば、通俗作家、大衆作家、偽善の文学者と罵倒されたりもする⁸⁷。

それでも現在の韓国社会において彼が「朝鮮近代文学の祖」と呼ばれる所以ともなる文学小説作品の伝承意義とはなんであろうか。彼の数々の作品は、植民地下という当時の状況をその文章の中に疑似的に盛り込んでいることで有名である。また主人公が李光洙自身と重ねながら綴られている点も当時の状況を把握する重要な糸口となる。

李光洙の小説作品に対する分析研究は今までも、また現在でも多くなされている⁸⁸。李光洙の文筆活動のうち小説のみに限れば、彼は総 66 篇のうち、未完成作品 14 編を除くと長篇 24 篇、短篇 28 篇の作品を残した。慎はこれらの作品に作用する李光洙の内面的引力と対立様相を全作品の内容からも抽出してみることができるという。それは、前代文学の牽引と近代文学への志向の対立および、現実再現の衝動と虚構的理想世界への指向の間にある対立である⁸⁹。

彼の小説からは、現実社会の不条理と矛盾に対する作家の批判と憂慮を読み取ることができる。韓も指摘するように、最初の長編作品である「無情」から「吾(夢一筆者注)」までの彼の小説にあらわれた現実認識の特質は、終わらない現実改革の意思と彼の挫折、超越への熱望であった⁹⁰。「無情」(1917 年)から「吾」(土一筆者注)(1932 年)までが直接的な現実改革意図の表出であったとすれば、その後の「有情」(1933 年)、「吾女子의 一生」(1934 年)、「愛欲의 彼岸」(1936 年)などの愛情ものを中心とした作者の認識の超越への準備過程を経て、「사랑」(愛一筆者注)(1938-1941)において完全な超越の要求が現れ、その後「吾」(1947 年)を通じて完結した。

1924 年から 1925 年にかけて全 218 回にわたって東亜日報に掲載された「再生」の分析において、韓はその特徴を“民族更生の模索”にあるとしている。李光洙は「再生」で、3・1 独立運動後墮落した知識人たちの実情を辛辣に批判しているが、これら人物群は大きく三つに分類できる。作者は特に 3・1 運動に参加した韓国の若者たちの敗北した姿を描き出そうとした。

- 1) 個人的自己主義と快樂に没頭する墮落した人物。
- 2) 3・1 運動の時から継続して暴力的抵抗を闘争の手段とみなす人物。
- 3) 小我から大我へ志向しつつ啓蒙に自信を燃やす生産的人物。

⁸⁷ 韓承玉『李光洙研究』(ソウル: 鮮一文化社、1984 年) 225 頁。

⁸⁸ たとえば尹弘老『韓国近代小説研究』(一潮閣、1980 年)、韓承玉『李光洙研究』(ソウル: 鮮一文化社、1984 年)、慎憲緯『李光洙小説の分析的研究—作中人物を中心に—』(ソウル: 三知院、1986 年) などがある。

⁸⁹ 慎憲緯『李光洙小説の分析的研究—作中人物を中心に—』(ソウル: 三知院、1986 年) 23 頁。

⁹⁰ 韓承玉、前掲。255 頁。

本小説では、知識人たちが状況によってその性質を変えていくことを現実的に描き出し、独立運動の失敗を経て個人の利益と快楽を追及する人々を批判する。主人公も闘争型からその後様相を変えていく。1920年代にすでに李光洙は、転向問題に直面した現象をとらえているのである。しかし韓はさらに踏み込んだ指摘、即ち小説の中で知識人が状況によって性質を変えたからと言って彼らが祖国独立の希望を捨ててはいないという点に注目した。彼らはむしろ希望的な反応を強く見せるという⁹¹。李光洙自身がそうであったように、登場人物が転向と民族主義の間で葛藤した様子を彼は作品の中で描き出している。

李光洙作品を追うごとに朝鮮国内の文学界で影響力を増していき、1939年10月29日には開催された朝鮮文人協会創立大会では、すでに発起委員会で内定されていた李光洙が会長となるのが満場一致で決定した⁹²。彼がその文筆活動を通じて社会に投げかけたものは、現実告発精神と理想を志向する実践精神だったのである。そして文筆活動を続けるためには日本当局と正面から衝突することは避けなければならない、当局に対する「参加」と「拒否」と「譲歩」の狭間で活動を続けたと考えることができよう。

第4節 第三統治期における「親日派」

1) 第三統治期における「親日派」—教育・宗教部門

続く第三統治期における「親日派」の範囲属性は、少数の政治部門と、第Ⅱ期に続く言論・文芸・教育・経済・宗教部門の更なる拡張へと展開していく。日中戦争期には、「東亜協同体」「東亜新秩序」などの議論が登場し、朝鮮の転向左派は植民地の近代化を念願する本音を隠さなかった。植民地を文明化し、脱植民地の新秩序を作ろうとした植民地人の主体性は、それ自体が植民地の支配権力に抵抗／協力して、権力志向的／対抗的な複数のヘゲモニーを構成していたのである⁹³。生存の利益を勝ち取るため、また朝鮮の近代化を遂行するために彼らは参加と拒否の幅を行き来したが、林志弦は帝国と彼らの運動の関係を「敵対的な共犯関係」という言葉で表現した。

日本当局はこの「大陸兵站基地化期」を通じて、学校・職場・軍隊などを増設し、文学・映画・歌謡・ラジオなどのメディアを増産することにより戦争遂行の目的を朝鮮社会の末端にまで浸透させることに重点を置いた⁹⁴。朝鮮人エリートの近代化志向をくみ取る形で彼らを当局の思惑通りに動員させることに成功し、結果として彼らは総督府の「代行者」「代弁者」としての役割を果たすことになる。例えば京城放送局では、言説では禁止されていた朝鮮語を放送の中では用いることを許可し、聴衆者を獲得するために朝鮮伝統音楽

⁹¹ 韓承玉、前掲。

⁹² 「朝鮮文人協会 今日盛大に結成式」『東亜日報』1939年10月30日。

⁹³ 趙寛子、前掲。172-173頁。

⁹⁴ 朝鮮総督府が京城に設立した「鮮満拓殖株式会社」、朝鮮会社令廃止に伴って朝鮮人が自由に会社を設立することができるようになって増加した民族系企業など。

を取り入れるなど工夫を凝らしながら、その中で講演・ニュースを中心に戦時動員と皇国臣民化のプロパガンダ放送を行った⁹⁵。

さらにこの時期には宗教・言論・放送・出版・文学・映画・演劇・音楽・美術・舞踏・体育など各分野に「協会」「報国会」「同好会」などが組織された。芸術家団体連絡協議会が構成され、大衆向けの思想・宣伝活動がしきりに行われた⁹⁶。1939年には朝鮮芸術賞⁹⁷が、1942年には国民総力朝鮮連盟文化表彰⁹⁸などの報奨制度が新しく設けられた。朝鮮芸術賞は、京城及び東京に「朝鮮芸術賞委員会」を設置し、資金は毎年菊池寛が拠出していた。1940年3月の第一回受賞作品は李光洙の長編作品『無名』であった。

日本の本格的な皇民化政策の中で当局の朝鮮人に対する制約は増加し、内鮮一体を唱えながら朝鮮の日本化を進め、さらに第七代総督南次郎は「朝鮮統治の五大指針」を掲げた⁹⁹。朝鮮人の民族意識を弱化させることによって日本人として同化させることこそが政策の目標であった。その遂行のためには実践者としての総督府の下部組織、即ち中央・地方の官吏や職員、さらには教員を動員させることが注目された。1933年には道政施行に伴って地方行政機構に対応する自治機構の制度が整った。当局は徹底した内鮮一体を作り上げるために、民衆の細部レベルの意識まで改革する必要を感じていた。同化政策にさらなる追い打ちをかけたのは、1939年政令第19号によって朝鮮民事令中の一部を改正した創氏改名である。日本が創氏改名という形式的な同化政策を施行したことは、当時の朝鮮人にとってどれだけの苦痛を与えたか計り知れない。これを推進させたのは総督府に動員させられた地方の官吏や教員であった。総督組織においては下部に位置し、民衆にとっては統制をとるべき立場にあった地方官吏や教員らは、命令執行のために自ら創氏改名を行わざるを得なかった。創氏改名は1940年8月10日までにすべて完了するという命令であったが、一度創氏改名をすると消すことのできないラベルが貼られることになる。創氏改名への加担の有無はのちの「親日派」ラベルの大きな要因ともなっている。37年以降激化する日本の政策の下で、近代化を模索する朝鮮人エリートの生き方は、抵抗を放棄する方法しか残されていなかったのだろうか。続いて金活蘭の例を分析することにする。

2) 金活蘭と近代女子高等教育

金活蘭（1899~1970）は韓国人女性として初の博士号を取得し、現在の梨花女子大学

⁹⁵ 趙寛子、前掲。238頁。

⁹⁶ 趙寛子、前掲。248頁。

⁹⁷ 朝鮮芸術振興のため朝鮮内における各方面の芸術活動を表彰することを目的とする。朝鮮内において発表された文学、演劇、映画、舞踊、音楽、会話等の分野に対してもっとも優秀な芸術作品あるいは芸術活動に対して授与される。全体の審査委員統括は菊池寛。（<http://swjc.saga-wjc.ac.jp/~nagasawa/>）（最終閲覧日 2008年1月4日）。

⁹⁸ 朝鮮における「国民文学」の向上発展に資する優秀な作品（文学・美術・音楽・舞踏・演劇・映画・図書）に対して授与。審査委員長は矢鍋永三郎。（<http://swjc.saga-wjc.ac.jp/~nagasawa/>）。

⁹⁹ 「朝鮮の五大統治」とは1)国体明徴、2) 鮮満一如、3) 教学振作、4) 農工併進、5) 庶政刷新である。

で韓国人としての初代総長を務め、韓国女子教育の発展に寄与した人物である。彼女もまた民族問題研究所が編纂した「親日人名辞典」に名が挙がっている教育者である。

金活蘭は 1918 年に梨花学堂を卒業後母校の教鞭をとり、1922 年から米国に留学をする。帰国後に梨花学堂をさらに発展させ現在の梨花女子大学を開校する。金活蘭はまさに 1919 年の独立運動直前に梨花学堂の教員となり、日本の第Ⅲ統治期である太平洋戦争期に校長を務めた。彼女は日本当局の強制圧力により戦争協力の「代弁者」として働いたことを理由に「親日派」とされる。日本の植民地統治第Ⅱ・Ⅲ期において韓国の近代女子教育に一貫して献身した彼女を、戦争協力の「代弁者」という理由だけで「親日派」と規定することが果たして歴史の正しい解釈といえるだろうか。

金活蘭は教員になった 3 年後、米国に行く前年に東亜日報に次のような記事を寄稿している。

「まず個人の知識向上が必要。すべての運動はこの主義に基づいて行うよう」

個人が集まり社会になり、社会が集まり国家となるのだから、人々が文明化すれば社会が文明化され、その社会が文明化されれば国家が文明になる。つまり朝鮮の文化運動を起こすならばまず個人の知識を向上させるほか方法はない。(『東亜日報』1921 年 2 月 21 日)。

彼女はまた、新聞や雑誌のようなものだけではなく外国で出版された講義録のようなもので知識が身につくものを読むように推奨している。翌日 22 日の新聞では学校教育に関して、朝鮮人のための学校であるはずなのに、現実には朝鮮の人々にあわない教育制度があることに対して批判的な文章を書いている¹⁰⁰。それから 1939 年、40 歳にして梨花女子専門学校の校長及び理事長になるが、その間も韓国と米国を行き来して自己の研究と梨花の発展のために全力を注いだ。1937 年以降、日本の梨花専門学校に対する取り締まりは厳格化し、朝鮮語の使用を禁止し、校歌さえも日本語に直して歌わなければならなかった。梨花専門学校は米国の宣教師の援助によって運営されていたが、1940 年の米国による本国帰国命令によって宣教師も運営資金も遮断されてしまった。金活蘭は日本の介入について自叙伝の中で次のように語っている¹⁰¹。

時々私は校長として重要な演説を強要された。日本語で準備された演説文を朗読した。私の一挙一動は上部に報告され、私の演説文を作成した人は政府から派遣された人であった。演説文の内容は主に、学生たちに太平洋戦争を日本側に有利に進めるようその目的を理解させる事と、日本政府に協調するように促すものだった。私は一言一言、自分の意思とは異なる言葉を発するたびに、拷問のように苦しかった。私の精神的苦痛は耐えられない程であったが、私は決して信念を曲げなかった。このような辛い演説をするたびに私の学生たちが励ましてくれたからだ。

1943 年日本当局はこの学校に対して決定的な指示を下した。学校課程を全面的に変更

¹⁰⁰ 『東亜日報』1921 年 2 月 22 日。

¹⁰¹ 金活蘭『光のなかの小さな生命』(ソウル; 金命燦、1965 年) 212 頁。

しろとの命令はすなわち、戦争の熾烈化に備えるため、大学教育を農村指導員練成所として一年課程に変更しろとの指示であった。学生は皆練成科の一員となるべく学業を放棄しなければならず、学生たちは農村へ派遣された。農村各地で日本語を教え、戦争遂行の協力に関する啓蒙、日本はアジアの覇権国でありひいては世界の覇権国になるという理念を注入することを強いられた。さらに1年後厚生科育児科を設置し、京城女子専門学校と改名された。当時の新聞記事には、「教員養成に注力し、梨花専門学校が生徒の募集に着手した。(中略)学校名も京城女子専門学校と直し、安全な再出発をした¹⁰²」とあるが、学校を安全に存続するためには改名することもまた選択肢の一つであったことがうかがわれる。彼女はまた、多くの人々や友人・卒業生の中にも自分を誤解して背を向ける人がないわけではなかったと日記の中でその苦悩を表わしている。創氏改名に対する彼女の思いは以下の文章によく表れている¹⁰³。

短髪の髪が西洋式だから髪を伸ばして結えという命令も、モンペを着ろという命令もすべて耐えてなしとげることができたが、金活蘭という名前を変えることは耐えられない。ただ、命令を避けることもできない。

このような屈辱を受け入れなければならなかったのは、国民にとっては教育者という指導的立場にありながらも、日本政府によって梨花女子専門学校が特に監視されているという背景があったからである。総督府が梨花の学校自体を取り上げる計画を立て、総督府から視察のための監査団を派遣した時、金活蘭は全く困惑することなく徹夜をして帳簿上の錯誤がないように準備をした。学校運営に関して一つでも問題を見つけることができたなら、総督府は梨花を取り上げるつもりでいたからである。監査団は何一つ摘発できず、学校の取り上げはなくなった¹⁰⁴。

金活蘭は解放以降もいち早く梨花女子大学の学務を進め、当時の軍政庁文教部に総合大学設立認可申請書を提出し、私立総合大学認可証第一号を獲得した。また朝鮮戦争勃発の際も、梨花大学避難校舎を立て、教職員と学生を集め真っ先に学校を開いたという記録が残っている¹⁰⁵。本論 28 頁では、現在の韓国国内で金活蘭を「親日派」とする理由として「前衛女性激励隊」への所属を挙げているが、学生たちに出兵参与を強要したという記録はどこにもない。教員が強制的に所属しなければならなかった団体だとしたら、彼女の校長としての苦悩をあまりにも簡単に無視してしまうことになる。

102 「教員養成に注力 梨専生徒募集に着手」『毎日新報』1920年1月20日。

103 金活蘭、前掲。219頁

104 金活蘭博士教職勤続40周年記念事業委員会『金活蘭博士素描』（ソウル：梨花女子大学校1958年）80頁。

105 山崎朋子『アジアの女性指導者たち』（東京：筑摩書房、1997年）45頁。

3) 国際人としての金活蘭

金活蘭は韓国女性として初めて国際会議に出席した女性としても知られている。1922年23歳で米国に留学して以来1970年まで韓国YWCA連合会幹部委員を務めた。1925年には韓国の文学作品『沈清伝』を初めて翻訳し海外に紹介したという実績も持つ。米国留学中には世界YWCA理事会に出席し、韓国のYWCAの会員国加入のための演説を行ったり、米国のあらゆる集会で韓国を紹介した。植民地時代には主に宗教関係の会議に参加することが多かったが、YWCA単独加盟や、宣教地区監督選出の国際会議では、韓国単独の主張を通す手腕を発揮している。彼女の説得力は、票決を覆すほどの威力があった¹⁰⁶。彼女は明らかに当時の「新女性」であった。井上は、論文『韓国「新女性」と「近代」の出会い』の中で、「新女性」について次のように分析する。

韓国女性たちの生活変化に、「新文化」とりわけ西欧「近代」という歴史的経験によって獲得された女性解放の思想は大きな意味を持っていた。それを身をもって受容し、実践したのは朝鮮の「近代の体現者」と認識されていた「新女性」たちであった。しかし、「新女性」たちの軌跡は、当時においても解放後も批判と中傷に包まれ、自由な研究の対象となったのはごく最近のことである¹⁰⁷。

当時の朝鮮において「新女性」が女性全体に占める割合はごく少数であり、そのような環境を許された子女も限定的であった。しかし彼女たちの開かれた思想と国内外での活動はその後韓国が国際舞台で存在力を保持するための土台をつくったといえよう。特にこれらの「新女性」は留学先で、植民地朝鮮では学べなかった医学・政治経済・美術・体育などの専門的知識を学ぶとともに、体験的に西欧文化と出会うことになった¹⁰⁸。現在韓国女性研究所が、韓国文化コンテンツ振興院と共同で立ち上げたウェブサイト「韓国近代女性教育と新女性文化¹⁰⁹」では、金活蘭を近代女性教育者として再評価する動きがある。当サイトでは1880年代から1945年までの朝鮮の女学生と「新女性」の生き方について、西洋の自由な風習に憧れ自分の生き方をそれに合わせながら希望を持って生きたことを紹介し、現代の女性の生き方に対して新しい視点を紹介する。

金活蘭にとって国際的な感覚を養うことと、韓国の国際的競争力を強めていくことは自身への使命であった¹¹⁰。大韓民国政府樹立後、新政府樹立承認を得るために金活蘭と外交団は国連総会へ向かわなければならなかった。金活蘭は他国との個別的な説得活動を続け、総会で承認を得ることに成功した。実際韓国が国連加盟国となったのは1991年のことであるが、国連代表や第二代広報処長を歴任し、YWCAを創設した彼女はまさに民間外交

¹⁰⁶ 山崎朋子、前掲。47頁。

¹⁰⁷ 井上和枝『韓国「新女性」と「近代」の出会い』日韓歴史共同委員会報告書(東京：日韓文化交流基金)109頁。

¹⁰⁸ 井上和枝、前掲。113頁。

¹⁰⁹ ホームページ newwoman.culturecontent.com (最終閲覧日2008年1月4日)。

¹¹⁰ 金活蘭、前掲。333～361頁。

まで担った女流外交官であった¹¹¹。1955年には国際基督教宣教会合同理事会(於ロンドン)、世界基督教連合会(於スイス)、アジア反共大会予備会談韓国代表(於マニラ)、在米協同委員会(於米国)など三ヶ月間で四カ国を飛び回っている¹¹²。彼女は自叙伝の中で当時の活動について次のように述べている。「ある意味私は、韓国が外国に出ていく機会を折々提供する国際の窓であったと考える。私は多くの外国人と出会いながら、彼らの韓国という国への関心をひくために努力し、彼ら外国人は金活蘭という韓国の窓を通じて韓国を見ていた。(中略)国際的な親交を交えるたびに、好感をもつ国家と人々が増加していった」¹¹³。

1957年5月には「金活蘭総長勤続40周年記念式典」が開かれた。議院議長や教部長官をはじめとし、主要各国の外交使節団と同校出身の卒業生、教職員、学生たちが式場を埋め尽くした。式典における大統領致辞では「女性教育の唯一の指導者として成功した人物である」とその功績が称えられた¹¹⁴。1970年に金活蘭は他界するが、翌日・翌々日の新聞記事には彼女の生涯の活動が大々的に特集され、彼女が韓国の教育面・国際化面・宗教面において果たした功績を確認することができる¹¹⁵。政府は彼女に一等修交勲章を授与した。

以上李完用、李光洙、金活蘭の三人のケースを中心に見てきたが、当時の朝鮮人エリートに「親日」か「反日」かの二分論で検討することには限界がある。また「親日派」即ち「反民族者」として議論することもかなりの議論の飛躍があるといえよう。この点で趙の以下の指摘は的確であるといえよう。「親日派」を「民族」から排除することで歴史が清算・克服されるかのように宣言されるならば、その瞬間ナショナリズムを使いこなすあらゆる権力の「罪過」が覆い隠されることになる¹¹⁶。

実際、「親日派」とされる植民統治下の朝鮮人エリートを再評価する動きが起きている。たとえば朴正熙元大統領の評価は当初、開発独裁路線を継承した独裁政治家として批判され、日本の陸軍士官学校をでた植民地支配における対日協力者とみなされてきた。しかし民主化以降になって、朴正熙独裁政権下において達成された「漢江の奇跡」とよばれる経済発展や治安の改良などを再評価する動きが強まっている。人々が李光洙を語るときには「親日派」という修飾語がつく一方で、民族文化の貢献者として賞賛される。彼の文学作品は現在まで読み続けられている。学者の間でも李光洙の評価は常に議論が分かれる部分である¹¹⁷。金活蘭の評価は本章で詳しく取り上げたとおりである。毎年行われる記念式典は今後も継続されていく予定であり、韓国女性研究所が現在立ち上げたウェブサイト「韓

111 「女性を導いていった“創造の姿勢”」『韓国日報』1970年2月12日。

112 武田吉郎『受難の源流—文鮮明師の西大門刑務所収監の真相』（東京：光言社、2001年）107頁。

113 金活蘭、前掲。334～335頁。

114 金活蘭博士教職勤続40周年記念事業委員会、前掲『金活蘭博士素描』。

115 「積んだ功德を称える哀悼の満ち潮」『韓国日報』1970年2月11日。

「“開化の花”には今後よりたくさんの生き生きしい芽がでる」『韓国日報』1970年2月12日。

116 趙寛子、前掲。72頁

117 「終わりのない李光洙の親日業績論議」『東亜日報』2007年10月2日。

国近代女性教育と新女性文化¹¹⁸」では現在の韓国女性教育のモデルとなっている。このように従来一方的に「親日派」として扱ってきた人々を、今後は改めて見直す作業が歴史認識の進展には必要であるといえよう。

植民地時代の人物を見直す作業という観点から浅川巧の事例を取り上げる。浅川巧は1914年、朝鮮総督府の山林研究科（現韓国国立山林科学院）の職員として韓国へ渡った日本人である。彼は朝鮮において、植民地統治下で滅んでいく韓国陶磁器工芸の命脈をつなぐ仕事に貢献し、また植林技術の研究で数々の成果をあげ、その仕事に生涯を捧げた人物である¹¹⁹。現在、ソウル忘憂里の国立墓地に埋葬されている唯一の日本人であると同時に、彼の石碑には「韓国と韓国人を愛し、そして韓国人からも愛された日本人、浅川巧」という言葉が刻まれている。浅川巧の没後75年が経つが、彼の墓地は韓国の人々によって手厚く保護されている。最近両国では、政府レベル、民間レベルにおいて巧を評価する動きが目立つようになり、2001年には彼の出身地山梨県には浅川巧資料館が開館し、韓国にも巧を奉る場所が多く存在する。浅川巧をめぐる日韓両国での動きと政治変動を表にすると次頁の表4-1のとおりである。日韓の脱植民地作業はその時々々の両国の政治変動によっても大きく左右されることが読み取れる。浅川巧だけではなく、植民地時代という特殊な状況に生きた人々の見直し作業を共同で取り組むことによって、新たな認識を共有する契機となるといえよう。

また「親日派」を見直す作業には、各アクターが垂直的な関係と水平的な関係を構築していくことが解釈を多角的にする上で必要である（表4-2）。国内における政府・自治体・民間という垂直的な関係と、各アクターの日韓間における水平的な関係の枠組を同時に構築していくことによって、両国の共通認識の土台を作ることができ、歴史認識の衝突を事前に防ぐ働きをするのではないだろうか。また、研究者同士の歴史対話の枠組を構築していくと同時に、これを社会に発信して市民と共有していく必要がある。歴史認識に対して二つの極論ではなく、国内の歴史認識をある程度共有させていくことが日韓両国にとって課題である。それを基盤として初めて両国の歴史認識の相互共有が可能となるだろう。

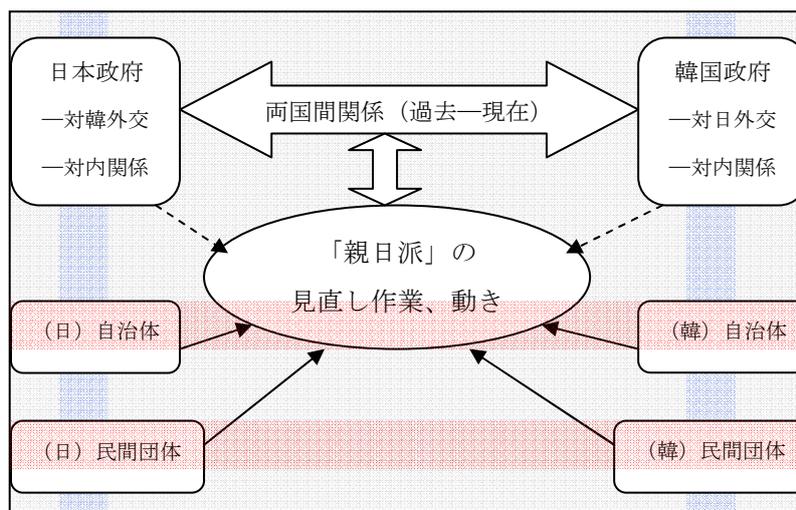
118 ホームページ newwoman.culturecontent.com（最終閲覧日2008年1月4日）。

119 高崎宗司『朝鮮の土となった日本人－浅川巧の生涯－』（東京：草風館、2002年）。

【表 3-1: 浅川巧をめぐる日韓両国での動きと政治変動（筆者作成）】

年代	政治変動 (情勢)	巧をめぐる動き	
		日本	韓国
日帝支配 1945～	浅川巧没(31) 日本敗戦・朝鮮半島解放		浅川巧の墓地建立(32) (韓国国立山林科学院により現在まで保護)
1965年	日韓基本条約(65) 日韓国交回復	山梨県高根町に墓碑建立(77)	巧の墓が30年ぶりに修復(64) 「浅川巧功德之墓」建立(66)
<p>韓国社会は日韓併合の再来に対する反日デモが横行していた。しかしそんな情勢の中、反日情勢に逆らうように巧の意義を伝えようとした韓国の人々の動き。</p>			
1990年代	村山富一首相“戦後50年対話”(95) 金大中一小渕恵三日韓共同宣言(98)	高根町が生誕の地に石碑建立 巧を偲ぶ会発足(96) 巧の資料館建立(01) 高校教科書への巧の掲載 浅川巧の映画化(03～)	ソウルの記念碑立て替え(94) 浅川巧記念事業会発足(95) 日韓合同追悼事業(97～) 高根町と抱川市の姉妹締結(98) 日本の巧に関するドキュメンタリーが韓国にて放映(98)

【図 3-3 : 歴史をめぐる政府・自治体・民間団体の垂直的及び水平的関係構築（筆者作成）】



終章 結論

2003年以降、盧武鉉政権下で発足した「親日反民族行為真相究明委員会」の清算事業は、歴史を「親日」・「反日」という単純に二分化した認識に基づいて解釈された結果であり、「親日派」と「反民族」を同一のものとしてみなす飛躍した議論であるといえよう。この運動はまた政治的な意味合いも含むものであった。なぜなら「親日派」と関わりのある政党候補を排除するための政争の手段として働いた点が否めないからである。また、活動の中で政府が公表した「親日派」最終決定者195名と、民間団体である民族問題研究所が発表した「親日派」4776名は一致している部分もあるがそうでない部分もある。両者の真の目的が一致しないため、異なる方向から清算事業に取り組んでいることが明らかになった。しかしそうだとすれば断罪の対象となる「親日派」という定義そのものに疑義が生じる。つまり日本の植民地支配下において、日本の支配体制に「参加」するのか「拒否」するのかという問題は二者択一できるほど単純ではない。日本の支配体制に対して「参加」と「拒否」の両領域を揺れ動いた彼らの思想・行動を分析して初めて「親日派」の葛藤や民族的な思想を探ることができる。

1945年の植民地解放後に設立された「反民族行為特別調査委員会」が崩壊した後、現在50年を経て再び歴史の清算が進められているが、この再興の背景については第二章でふれた。現在進行中ともいえる植民地の歴史清算は、韓国の脱植民地化であり民主化の一過程でもあるといえよう。

韓国の市民運動は1987年の民主化闘争を抜きにしては語れない。事実1987年の民主化闘争を勝ち取った市民の力は、韓国国民にとって大きな自信となった。民主化以前の軍事政権下で圧迫された韓国社会において、過去の歴史について公の場で議論することは避けられてきた。民主化以降も韓国の市民社会が政治から疎外されてきたことは否めないが、市民社会は政治勢力が一目を置くほど影響力をもつようになった。

民主化を経て90年代から少しずつ歴史の紐を解く作業が市民の中から活発化し始めた。市民の力の根底は、インターネットの急速な普及に伴う結束力である。政治に対する不満と市民の主張が、「歴史の清算」を求める市民の運動として現れた¹²⁰。韓国政府はもはやこのような市民の動きを無視できない状況にある。韓国国内において歴史の清算を掲げる動きは、未だに韓国が民主化の延長線上にあることを示している。

一方で延世大学の柳錫春教授の議論によれば、韓国国内の植民地認識論には二重の理論が対立しているという。それは植民地経験に対する政治と学会の進む方向が逆向きに進んでいるという論である。政治は実用的な妥協論から理想的な粛清論へと向かっており、学術世界は理想的な粛清論から実用的な妥協論へと向かっていると指摘する。前者は植民

¹²⁰ たとえば、1992年から韓国挺身隊問題対策協議会、韓国女性団体連合などの市民団体は日本の大使館の前で水曜定期デモを開始し、現在も続けられている。

奪取論に基づいており、後者は植民近代化論に基づいている¹²¹。しかし学術研究分野においても歴史認識をめぐる議論は二分化している。両者の適度なバランスを保つことが韓国の課題の一つであるといえよう。

歴史はコインと同じように表裏をもつものであり、これを一面的にみることはもう一方の側面を見落とすことになる。「親日派」とされる人々が所属していた当時の結社や団体活動は、たとえ総督府の支援を受けていたとしても、その組織の使命には朝鮮の独立・愛国が秘められていた。組織名と表向きの名目だけで、所属していた人々を一概に反民族とは断定できない。同時に、なぜ「親日派」が発生したのか、彼らにどのような葛藤があったのかを探る作業も行っていかなければならない。本稿では、彼らの行動や思想、活動の内容や残された文章などから当時の制約された状況と民族主義的な思想を掘り起こす作業を試みた。この作業分析から、従来「親日派」として一面的に理解されてきた人々を「もう一つの民族主義者」として捉える新たな糸口を見つけ出せたのではないだろうか。日本の支配に対して「参加」と「拒否」の狭間で揺れ動いたこれらの人々を、日韓関係の歴史から排除していくのではなく、日韓で共有・受容する多角的な解釈を探る必要があるだろう。日韓関係において繰り返される歴史認識の衝突は、両国の脱植民作業の過程である。この脱植民作業の過程に、「親日」「反日」という二分論の限界性が存在することを本論では指摘したが、現在のものさしで過去を裁くことの矛盾についてもわれわれは気付かなければならない。

筆者は当初、韓国におけるこのような「親日派」断罪の動きは、日韓関係の衝突の火種になるのではないかと予測していた。しかしこれは日本に対して向けられたものではなく、むしろ韓国の国内世論結束のための手段として用いられる韓国国内政治の問題であることに、活動の目的を分析する過程で気づいた。韓国国内における脱植民地作業がこのような形で進められ、日本もまた独自の脱植民地作業を進めていく限り、両国の歴史認識の相違は深まるばかりである。現在の私たちは、過去に作られた制度や構造や知識・感情によって大きな影響を受けているという点で歴史のプロセスに連累 (implication) している¹²²。歴史の一面的な解釈は、日韓の友好関係に良い影響を与えない。そのために、政府及び研究者による「親日派」に対する多角的な解釈、ひいては歴史に対する多角的な解釈を深めていかなければならないだろう。

121 延世大学で開催された「Global Governance Symposium」における発表より。(2008年12月20日)。

122 テッサ・モーリス＝スズキ『過去は死なない - メディア・記憶・歴史』(東京:岩波書店2004年)30~33頁。

参考文献

◆日本語文献および論文

- 趙寛子『植民地朝鮮／帝国日本の文化連環—ナショナリズムと反復する植民地主義—』
(東京：有志舎、2007年)
- 大江志乃夫『近代日本と植民地 2 帝国統治の構造』(東京：岩波書店、2005年)
——『近代日本と植民地 4 統合と支配の論理』(東京：岩波書店、2005年)
——『近代日本と植民地 6 抵抗と屈従』(東京：岩波書店、2005年)
- 栗屋憲太郎『戦争責任・戦後責任 日本とドイツはどう違うか』(東京：朝日新聞社、1994年)
- 木村幹『民主化の韓国政治』(名古屋：名古屋大学出版会、2008年)
- 岡本真希子『植民地官僚の政治史 朝鮮・台湾総督府と帝国日本』(東京：三元社、2008年)
——「李完用に見る韓国併合の一側面 (I)」『政治経済史学』351号
(東京：政治経済史学会、1995年)
——「李完用に見る韓国併合の一側面 (II)」『政治経済史学』352号
(東京：政治経済史学会、1995年)
- 李景珉『朝鮮現代史の岐路—なぜ朝鮮半島は分断されたのか—』(東京：平凡社、2003年)
——「解放朝鮮の政局と親日派問題」『思想』786号(東京：岩波書店、1879年12月)
——「李承晩の権力の形成過程~独立促進中央協議会を中心に~」飛田雄一
『青丘文庫月報』189号(兵庫：青丘文庫、2004年7月)
- 林志弦「朝鮮半島の民族主義と権力の言説」『現代思想』(東京：青土社、2000年6月)
- 尹海東「植民地認識の「グレーゾーン」」『現代思想』(東京：青土社、2002年5月)
- 河かおる「植民地朝鮮における同友会—植民地ナショナリズムについての一考察」
『朝鮮史研究会論文集 38 集』(東京：極東書店、1998年)
- 全成坤「戦後、韓国の「親日」から歴史を再審する」『情況』(東京：情況出版社、2005年6月号)

◆韓国語文献および論文

- 이강수, 『반민특위 연구』 서울: 나남출판, 2003.
イガンズ『反民特委研究』(ソウル：ナナム出版、2003年)
- 최장집 『민주화 이후의 민주주의』 서울: 후마니타스, 2002
チェジャンジプ『民主化以降の民主主義』(ソウル：フマニタス出版、2002年)
- 愼憲緯『李光洙小説의 分析的 研究—作中人物을 中心으로—』 서울: 三知院, 1986.
愼憲緯『李光洙小説の分析的的研究—作中人物を中心に—』(ソウル：三知院 1986年)
- 韓承玉『李光洙研究』(ソウル：鮮一文化社、1984年)

김활란 『그 빛속의 작은 生命』 서울: 女苑社. 1965.
金活蘭 『光のなかの小さな生命』 (ソウル: 女苑社、1965 年)

남시욱 『한국보수세력연구』 서울: 나남출판. 2005
南時旭 『韓国保守勢力研究』 (ソウル: ナナム出版、2005 年)

KBS 光復 60 周年特別プロジェクト 『8・15 の記憶—解放空間の風景、40 人の歴史体験』
(ソウル: ハンギル社、2005 年)

金明秀 『一堂紀事』 (ソウル: 一堂紀事出版社、1927 年)

이미ョン화 『民族抹殺期の日帝の皇民化政策と、民族主義者たちの変節と協力の論理』
(ソウル: 民族問題研究所、1997 年)

◆新聞、月刊誌

『東亜日報』
『朝鮮日報』
『独立新聞』
『毎日新報』
『韓国日報』
『ハンギョレ 21』
『月刊 21』
『朝日新聞』

◆刊行物

『未公開資料 朝鮮総督府関係者 録音記録』(1) (東京: 友邦協会・中央日韓協会文庫
2000 年 3 月)

『未公開資料 朝鮮総督府関係者 録音記録』(4) (東京: 友邦協会・中央日韓協会文庫
2003 年 3 月)

『未公開資料 朝鮮総督府関係者 録音記録』(5) (東京: 友邦協会・中央日韓協会文庫
2004 年 3 月)

『Quadrante クアドランテ』NO.9(東京: 東京外国語大学海外事情研究所、2007 年 3 月)

『친일반민족행위진상규명위원회 2007 년도 조사보고서 I, II - 1, II - 2, II - 3』
서울: 친일반민족행위진상규명위원회, 2007

『親日反民族行為真相究明委員會 2007 年度調査報告書 I、II - 1, II - 2, II - 3』

(ソウル：親日反民族行為真相究明委員会、2007年)
『친일반민족행위관계사료집 I, II』 서울：친일반민족행위진상규명위원회, 2007
『親日反民族行為關係資料集 I、II』(ソウル：親日反民族行為真相究明委員会、2007年)

◆官報

朝鮮總督府官報

◆ウェブサイト

(政府機関)

「青瓦台」ホームページ <http://www.president.go.kr>

「親日反民族行為真相究明委員会」ホームページ <http://www.pcic.go.kr:8088/pcic/index.jsp>

「韓国歴史情報統合システム」ホームページ <http://www.koreanhistory.or.kr/>

(民間機関・市民団体)

「統一時代民族文化財団」ホームページ <http://www.historyfund.com/>

「民族精気を正す国会議員の集まり」ホームページ <http://minjok815.or.kr/>

「民族問題研究所」ホームページ <http://www.minjok.or.kr/kimson/home/minjok/index.php>

◆その他

学習院大学東洋文化研究所 (<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/rioc/data/index.html>)

◆英語文献

Gi-Wook Shin and Michael Robinson, *Colonial Modernity in Korea*, Harvard University Asia Center, 1999

Michael Edson Robinson, *Cultural Nationalism in Colonial Korea, 1920-1925*, University of Washington, 1988